

蔵王町地域福祉計画

案

平成31年3月

蔵王町

目 次

第 1 章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制	6
5. 圏域の考え方	7
第 2 章 町の概況	9
1. 町の概況	11
2. 町民アンケート結果まとめ	18
3. 地域における活動についての調査結果まとめ	30
4. 今後の地域福祉の推進に向けて	32
第 3 章 計画の基本的考え方	35
1. 基本理念	37
2. 基本目標	38
3. 各主体の役割	39
4. 施策体系	41
第 4 章 施策の展開	43
基本目標 1. 地域における支え合いの基盤づくり	45
基本目標 2. 地域を支える担い手づくり	51
基本目標 3. 安心して暮らせる地域づくり	55
第 5 章 計画の推進体制	61
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進捗管理	63
資料編	65
1. 蔵王町地域福祉計画策定委員会設置要綱	67
2. 蔵王町地域福祉計画策定委員会委員名簿	69

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や法律に関する言葉、団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

※平成 31 年5月1日付けで、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性及び分かりやすさの観点から、和暦で表記する箇所については、「平成」の表記としました。なお、西暦との対応関係は以下の通りです。

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度

第 1 章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子高齢化及び人口減少が進行するとともに、核家族化により家族構成が変化していく中で、人々の生活スタイルや価値観も多様化しています。こうした社会状況の変化を背景として、高齢者を含めた一人暮らし世帯の増加や地域のつながりの希薄化等が進み、社会的に孤立してしまう人の増加や家庭における問題の複雑化による生活困窮、虐待、自殺、住居問題、地域活動の停滞等の新たな社会問題が生じています。

国は、こうした社会問題に対応していくために、「地域包括ケアシステムの強化のために介護保険法等の一部を改正する法律」によって社会福祉法の一部を改正し、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進していくという方向性を明確にしました。

本町においても、少子高齢化や核家族化が進行しており、一人暮らし世帯の増加や地域への関心の低下等を要因とした地域活動の停滞等の問題や課題がみられる状況となっています。

こうした地域における問題や課題を解決していくには、これまでの考え方や公的サービスだけで取り組んでいくことがとても難しくなっており、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくため、町民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体が協働し、地域において相互に支え合いながら問題や課題の解決に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、町民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、地域全体で共に支え合い、住んでいる地域を暮らしやすくする「地域福祉」の取組を推進していくための指針として「蔵王町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2. 計画の位置付け

2-1. 法令の根拠

本計画は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく、市町村地域福祉計画です。

(市町村地域福祉計画)

■社会福祉法 第 107 条

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

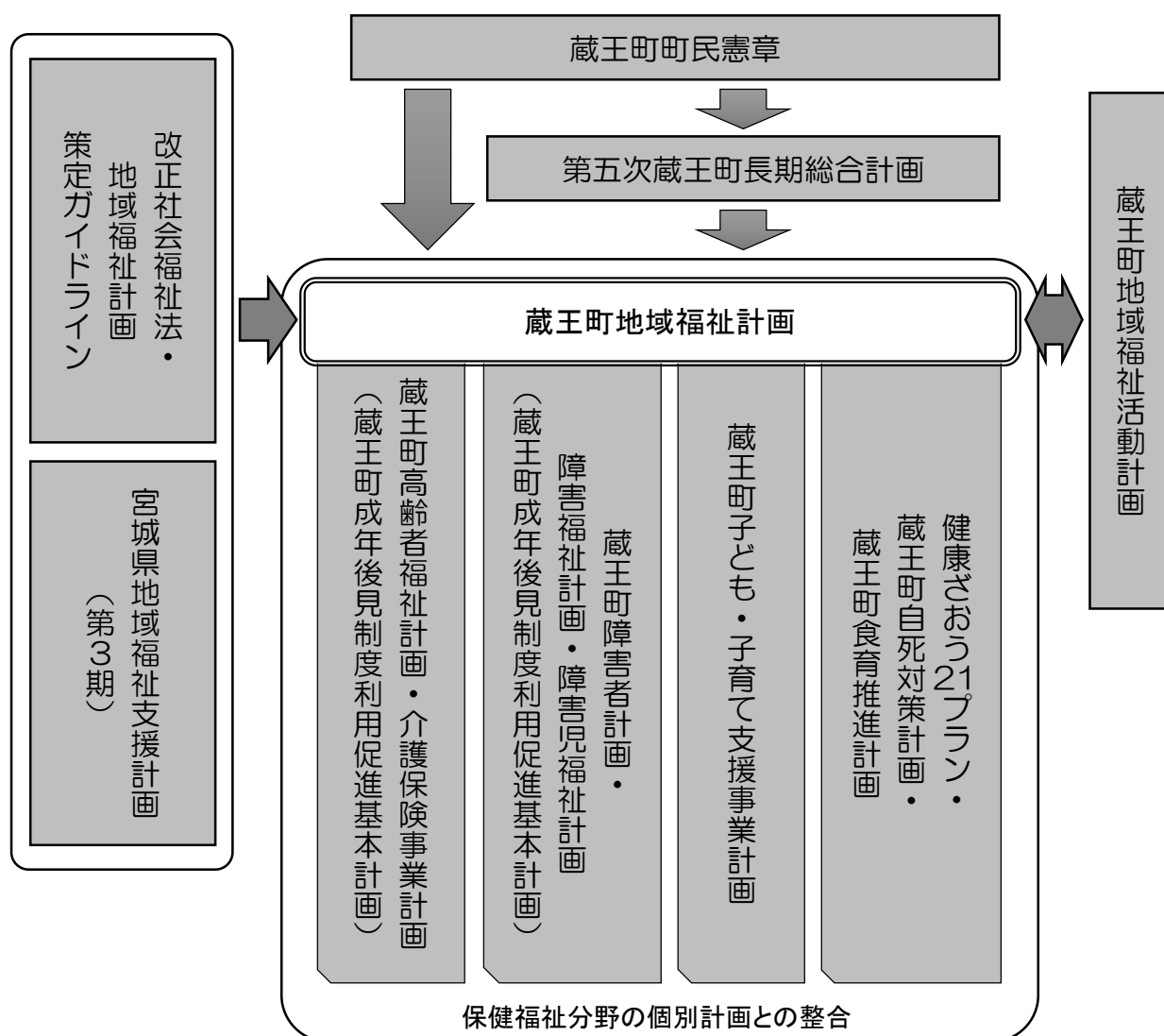
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2-2. 関連計画との関係

本計画は、蔵王町町民憲章を基本として、「第五次蔵王町長期総合計画」を上位計画とした計画であり、町の保健福祉に関する各分野を地域福祉という観点から横断的につなげていくことを目指す計画です。

また、計画の策定に当たっては、改正社会福祉法や国の地域福祉計画策定ガイドライン、宮城県の「宮城県地域福祉支援計画(第3期)」の内容を踏まえ、町の保健福祉に関する個別計画と整合を図りつつ策定したものです。

なお、蔵王町社会福祉協議会が策定を検討している「蔵王町地域福祉活動計画」は、本計画と同様に地域福祉の推進を目指すものであるため、策定された際は相互に連携を図っていくものです。



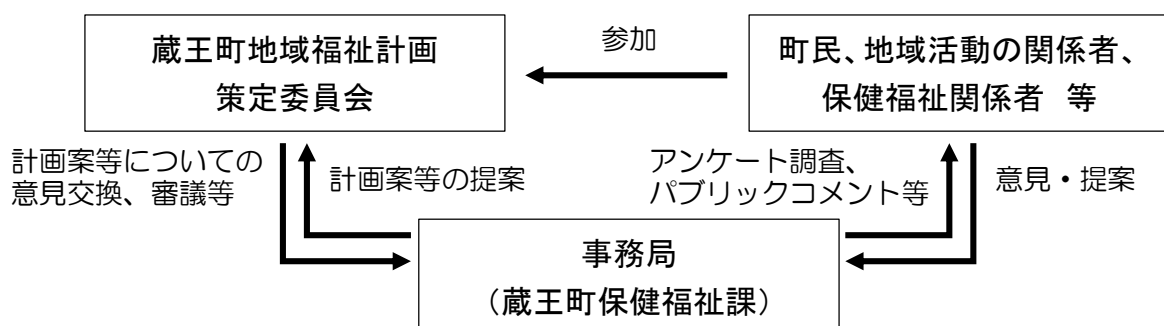
3. 計画の期間

本計画は、第五次蔵王町長期総合計画の計画期間に合わせ、平成31年度から平成39年度までの9年間を計画期間とします。計画期間の最終年度である平成39年度には計画の見直しを行い、次期計画の策定を行います。なお、福祉制度の改正や社会情勢の大幅な変化等があった場合には、必要に応じて内容等の見直しを行います。

計画名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
第五次蔵王町長期総合計画	現行計画										次期計画
基本構想											
基本計画			現行計画					次期計画			
実施計画							※毎年3年間分の計画を策定				
蔵王町地域福祉計画											次期計画
蔵王町高齢者福祉計画・介護保険事業計画		現行計画			次期計画						
蔵王町障害者計画		現行計画			次期計画						
蔵王町障害福祉計画		現行計画			次期計画						
蔵王町障害児福祉計画		現行計画			次期計画						
蔵王町成年後見制度利用促進基本計画		現行計画			次期計画						
蔵王町子ども・子育て支援事業計画		現行計画			次期計画						
健康ざおう21プラン					現行計画						次期計画
蔵王町自死対策計画			現行計画					次期計画			
蔵王町食育推進計画					現行計画						次期計画

4. 計画の策定体制

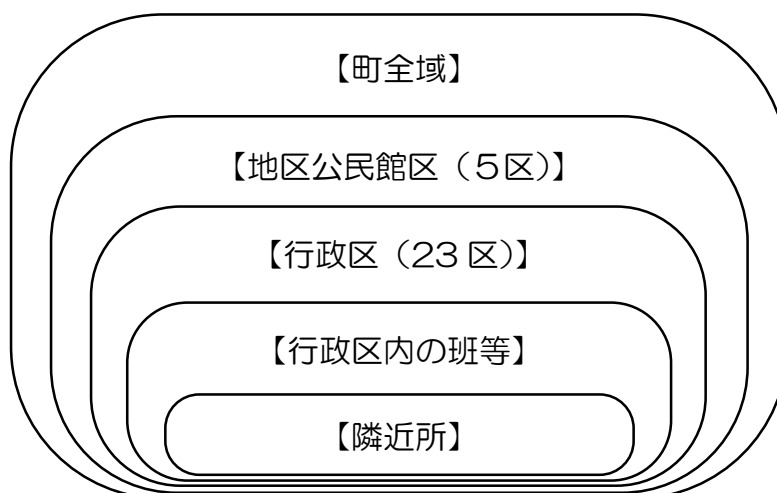
本計画の策定に当たっては、学識経験者や保健福祉関係者、地域活動の関係者、行政機関関係者等で構成する「蔵王町地域福祉計画策定委員会」において、本計画の内容等について意見交換及び審議を行いました。また、町民の意見を広く取り入れるため、町民アンケート調査及び地域活動の関係者への調査を行い計画策定の参考とするとともに、計画案についてパブリックコメントを実施しました。



5. 圏域の考え方

地域福祉を推進していくためには、町民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体が協働し、地域において相互に支え合いながら、身近な地域の生活課題について主体的に把握及び解決に取り組んでいくことが重要となります。一方で、地域福祉の活動には様々な取組があり、その取組の内容等によって対象となる圏域が変わります。

そのため、本計画では地域福祉を効果的・効率的に進めていくために、町全域で取り組む総合的な支援から、隣近所といった身近な範囲で取り組む日常的なつきあいや支え合いまで、複数の圏域を以下のように重層的なものとして捉え、それぞれの圏域に応じた体制や環境の整備に取り組み、地域福祉活動の推進に努めます。

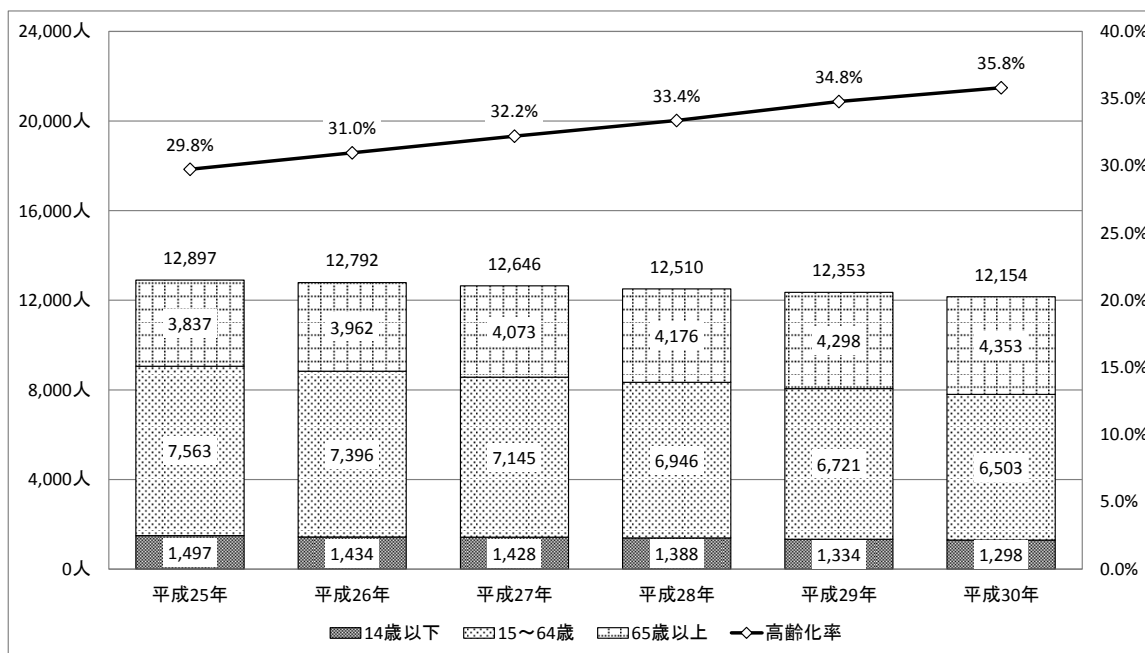


第2章 町の概況

1. 町の概況

1-1. 人口

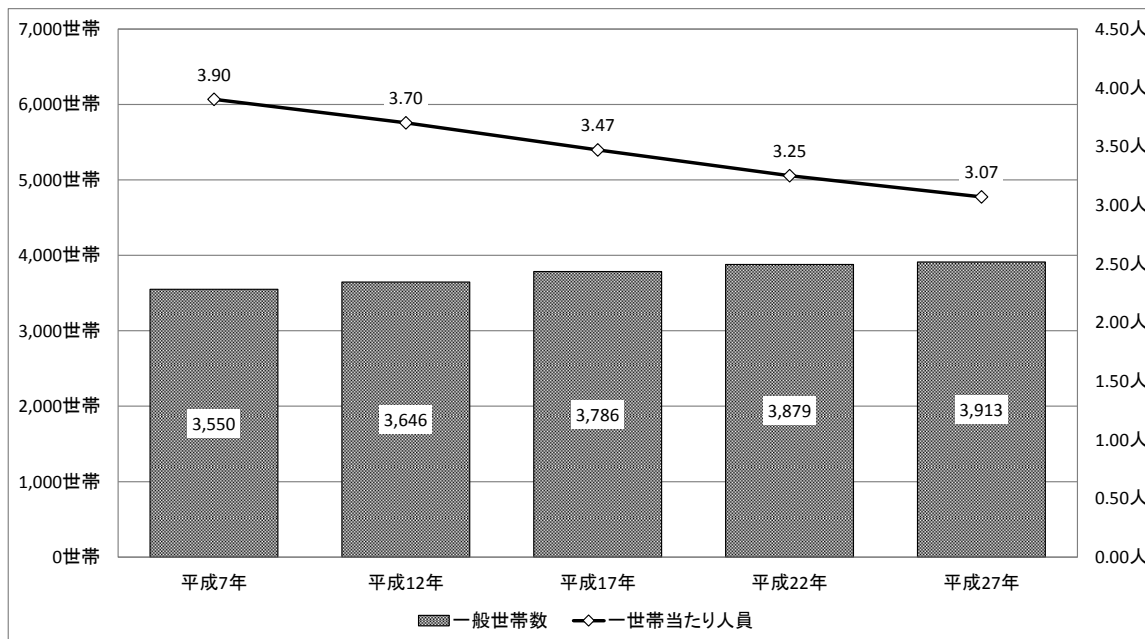
人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっており、平成30年には12,154人となっています。年齢3区分でみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向となっているのに対して、「65歳以上」は増加傾向となっており、それに伴って「高齢化率」も年々上昇し、平成30年には35.8%と約3人に1人が高齢者となっています。



※住民基本台帳より(各年9月末日)

1－2．一般世帯

一般世帯の推移をみると、「一般世帯数」は徐々に増加しており、平成 27 年には 3,913 世帯となっています。一方、「一世帯当たり人員」は徐々に減少しており、平成 27 年には 3.07 人となっています。



※総務省「国勢調査」より

一般世帯のうち、「単独世帯数」と「高齢者単独世帯数」は年々増加しています。また、「高齢者のいる世帯数」も増加を続けています。

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
単独世帯数	446	496	605	707	797
高齢者単独世帯数	146	202	248	301	381
高齢者のいる世帯数	1,950	2,113	2,273	2,342	2,501

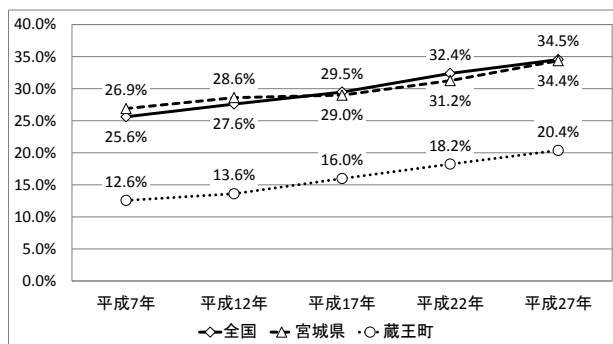
※総務省「国勢調査」より

一般世帯数に占める単独世帯数の割合をみると、年々割合は増加しており、平成 27 年には 20.4%となっています。「全国」及び「宮城県」に比べると低い水準で推移しています。

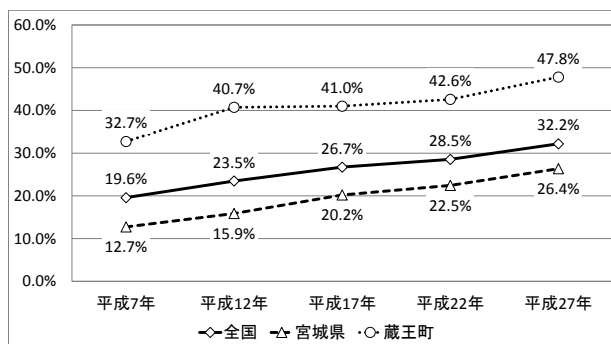
単独世帯数に占める高齢者単独世帯数の割合をみると、平成7年から平成 12 年にかけてと平成 22 年から平成 27 年にかけての2か所で割合が大きく増加しており、平成 27 年には 47.8%となっています。「全国」及び「宮城県」に比べて高い水準で推移しています。

一般世帯数に占める高齢者のいる世帯数の割合をみると、年々割合は増加しており、平成 27 年には 63.9%となっています。「全国」及び「宮城県」に比べて高い水準で推移しています。

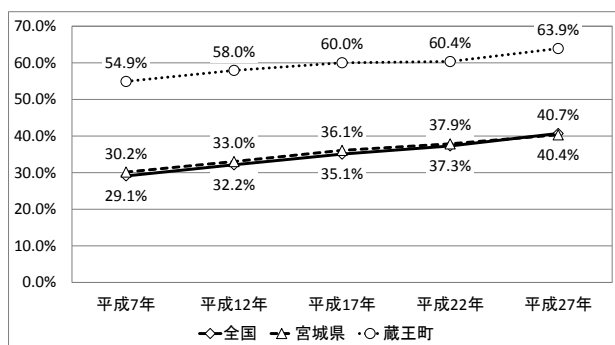
■一般世帯数に占める単独世帯数の割合



■単独世帯数に占める高齢者単独世帯数の割合



■一般世帯数に占める高齢者のいる世帯数の割合

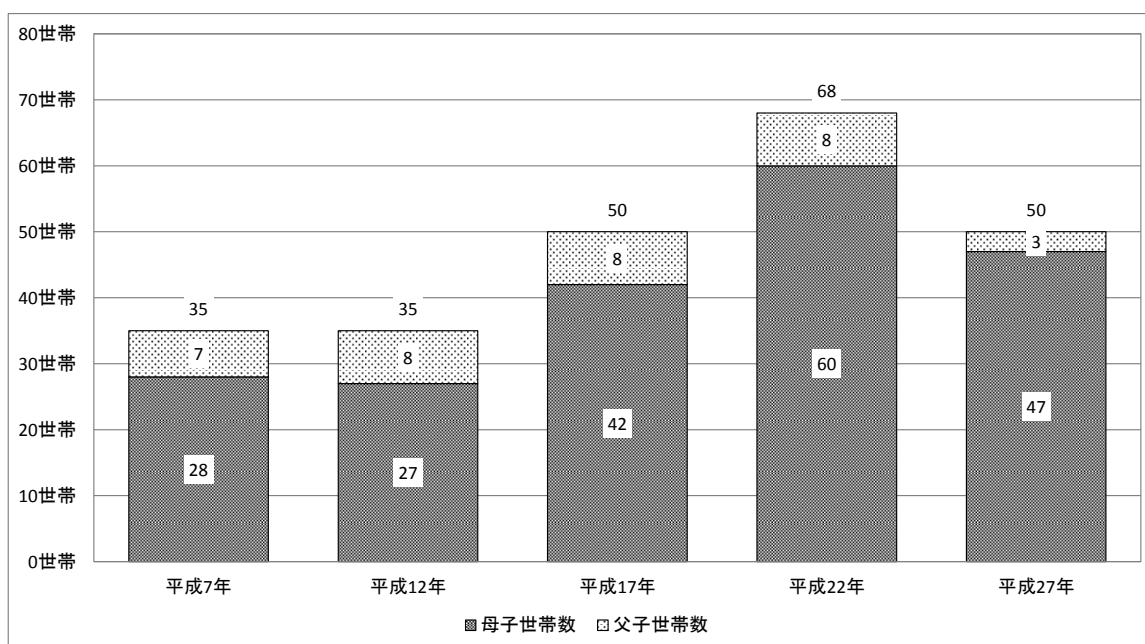


※上記3つのグラフは総務省「国勢調査」より

1－3. 母子・父子世帯

母子・父子世帯の推移をみると、「母子世帯数」は平成12年から平成22年にかけて大きく増加しましたが、平成27年にかけては減少しています。また、「父子世帯数」は平成22年まではほぼ横ばいで推移していましたが、平成27年にやや減少しています。

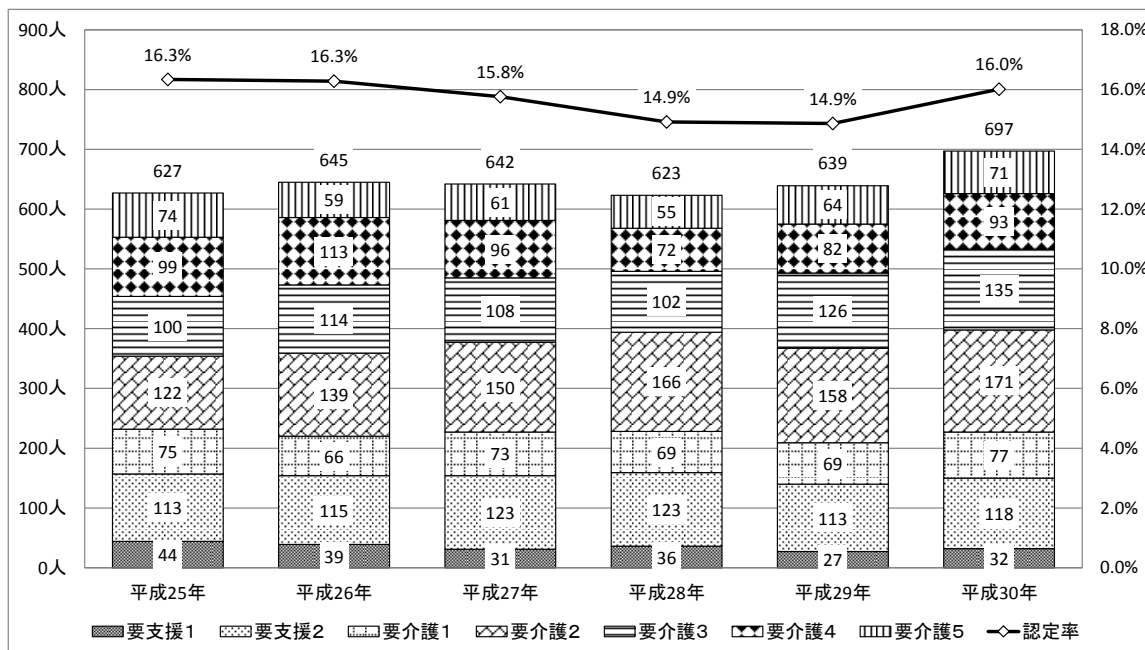
平成27年は「母子世帯数」が47世帯、「父子世帯数」が3世帯となっています。



※総務省「国勢調査」より

1－4．要介護認定者

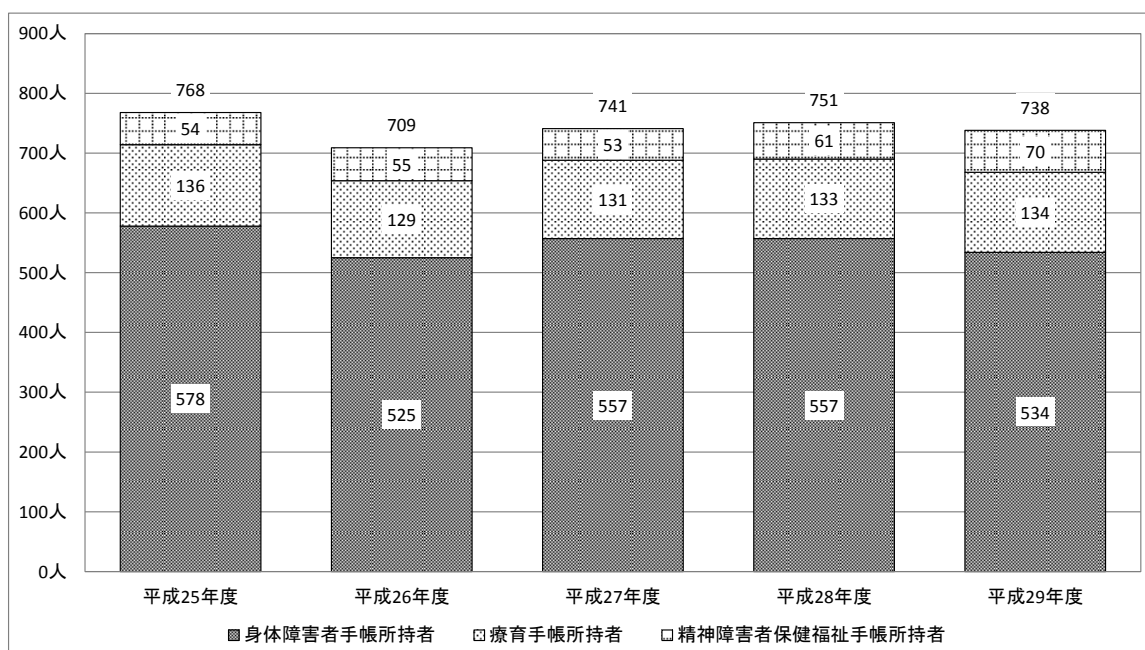
要介護認定者の推移をみると、認定者数全体はほぼ横ばいでの推移でしたが、平成 30 年にはやや増加して 697 人となっています。また、認定者数の増加に伴い、「認定率」もやや増加しており、平成 30 年には 16.0%となっています。



※庁内資料より(各年9月末時点)

1－5．障害者手帳

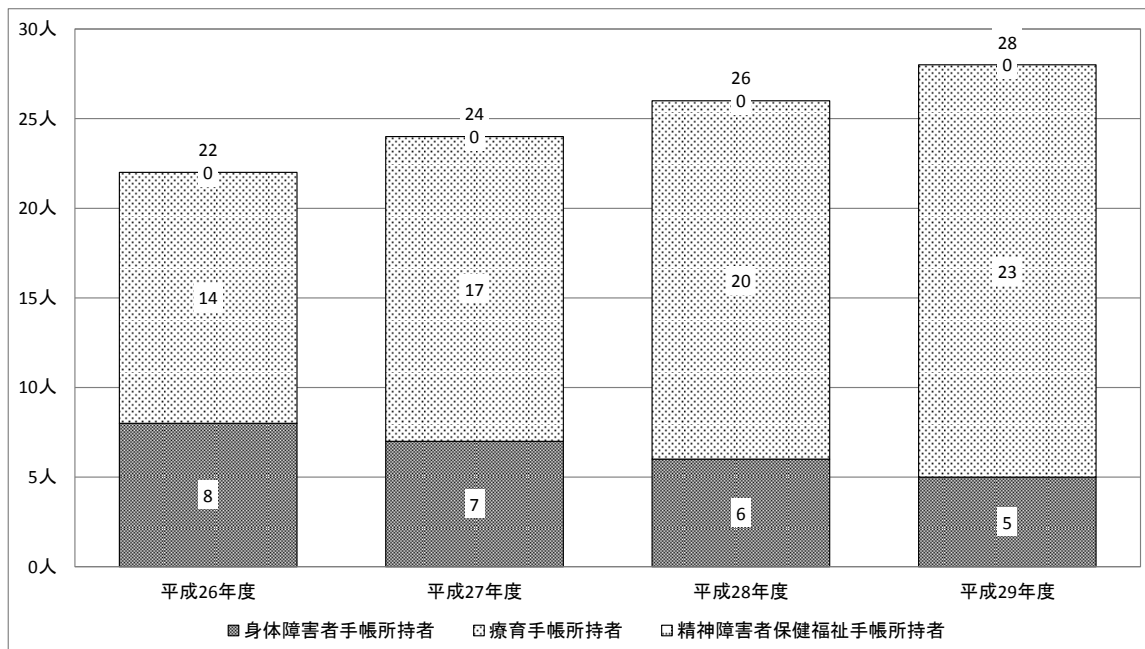
障害者手帳の所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳所持者」は増減しつつ推移しており、平成 29 年度は 534 人となっています。「療育手帳所持者」はほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度は 134 人となっています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」は平成 27 年度以降やや増加しており、平成 29 年度は 70 人となっています。



※庁内資料より(各年度末時点)

■障がい児の状況

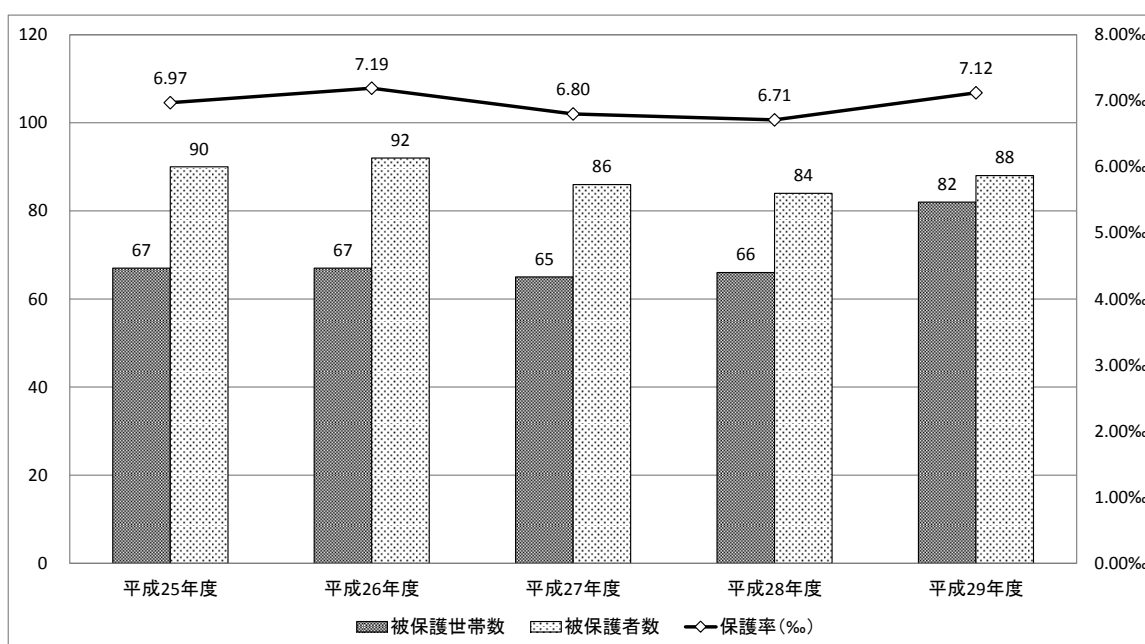
障がい児の状況をみると、「身体障害者手帳所持者」は徐々に減少しており、平成 29 年度は5人となっています。一方、「療育手帳所持者」は増加を続けており、平成 29 年度は23人となっています。なお、「精神障害者保健福祉手帳所持者」はいませんでした。



※庁内資料より(各年度末時点)

1－6．生活保護

生活保護の推移をみると、「被保護世帯数」はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 29 年度に増加して 82 世帯となっています。「被保護者数」は増減しつつもほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度は 88 人となっています。「保護率」も増減しつつほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度は 7.12‰(パーミル。千分率)となっています。

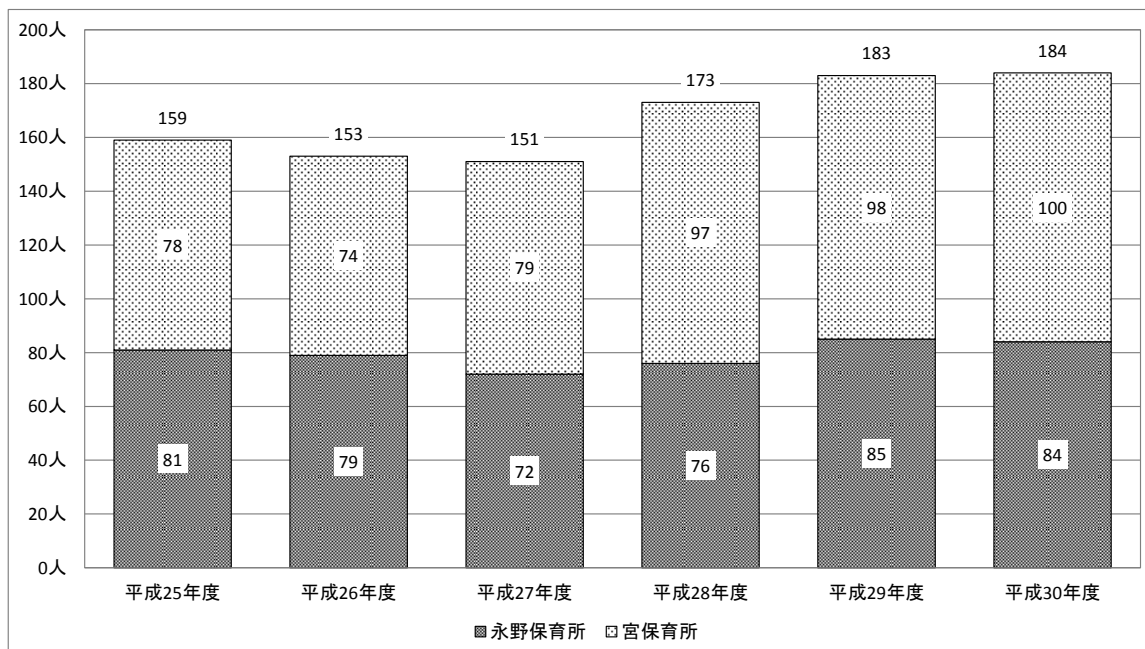


※庁内資料より(各年度末時点)

1－7．児童・生徒

■保育所

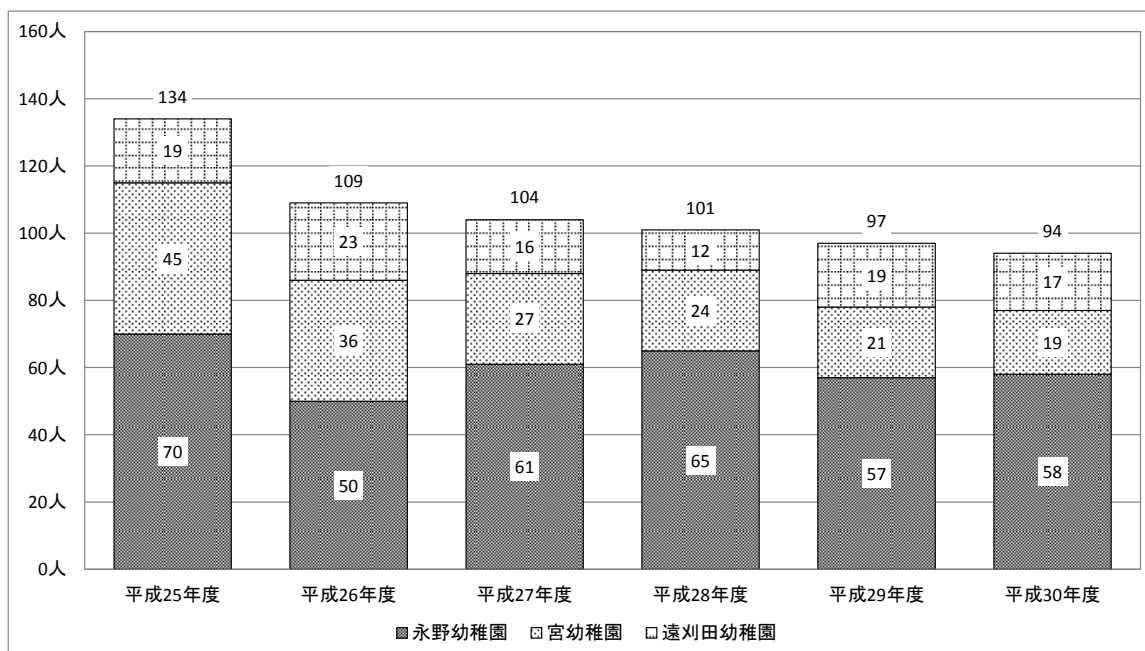
保育所の児童数の推移をみると、総数は平成28年度から増加に転じており、平成30年度は184人となっています。「永野保育所」と「宮保育所」も同様の傾向となっており、平成30年度の児童数は「永野保育所」が84人、「宮保育所」が100人となっています。



※庁内資料より(各年5月1日時点)

■幼稚園

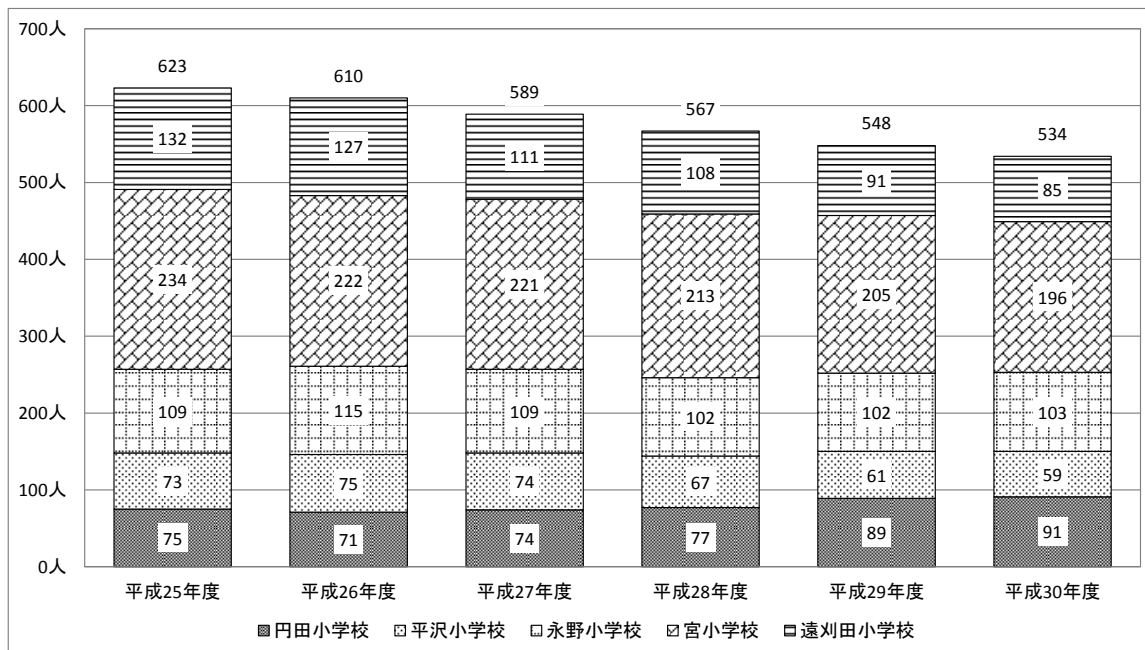
幼稚園の児童数の推移をみると、総数は減少傾向で平成30年度は94人となっています。「宮幼稚園」は減少傾向ですが、その他2園は増減しつつ推移しており、平成30年度は「永野幼稚園」が58人、「宮幼稚園」が19人、「遠刈田幼稚園」が17人となっています。



※庁内資料より(各年5月1日時点)

■ 小学校

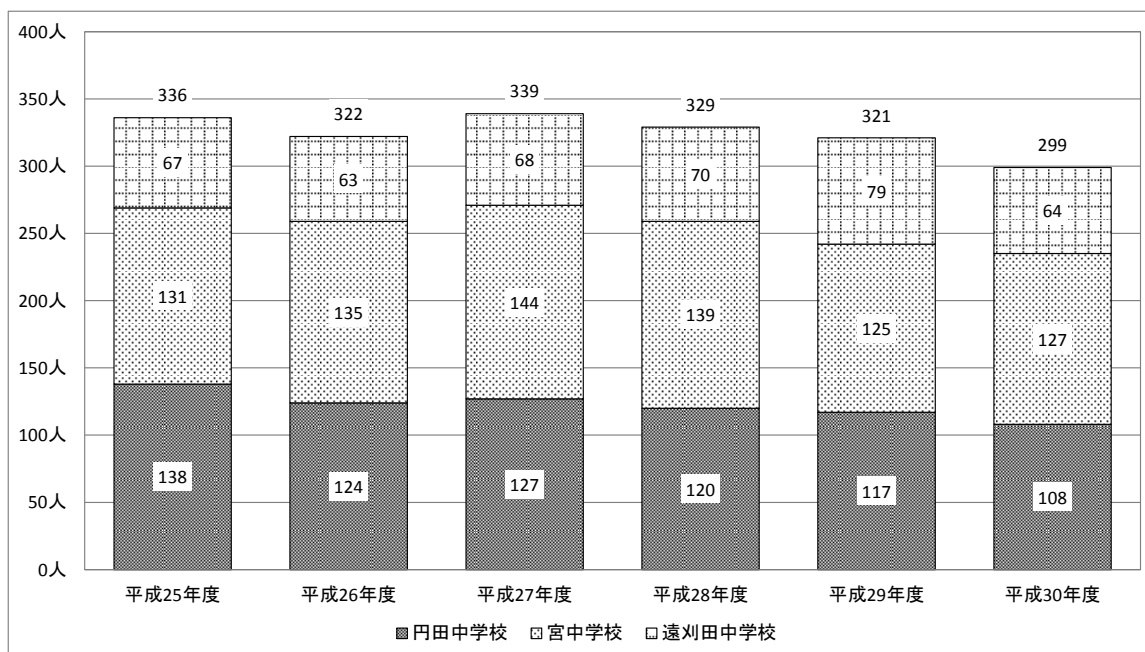
小学校の児童数の推移をみると、総数は減少傾向で平成 30 年度は 534 人となっています。「円田小学校」は児童数が年々増加していますが、それ以外の小学校は減少傾向となっています。



※庁内資料より(各年5月1日時点)

■ 中学校

中学校の生徒数の推移をみると、増減しつつ推移していますが、平成 27 年度以降は減少傾向となっており、平成 30 年度は 299 人となっています。各学校とも、生徒数は増減しつつも、やや減少傾向で推移しています。



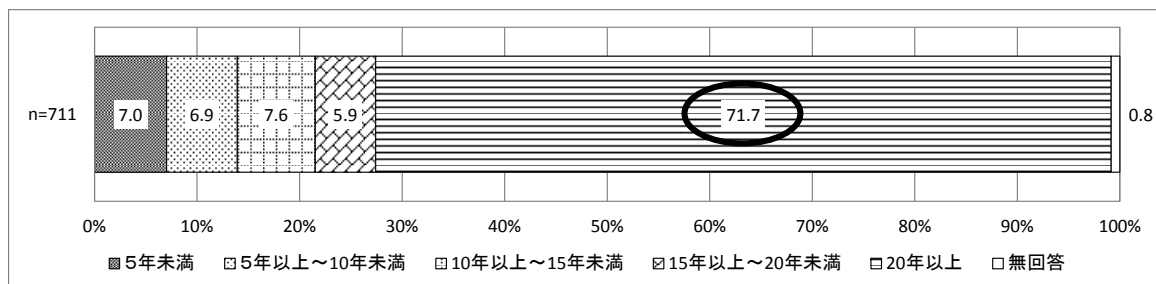
※庁内資料より(各年5月1日時点)

2. 町民アンケート結果まとめ

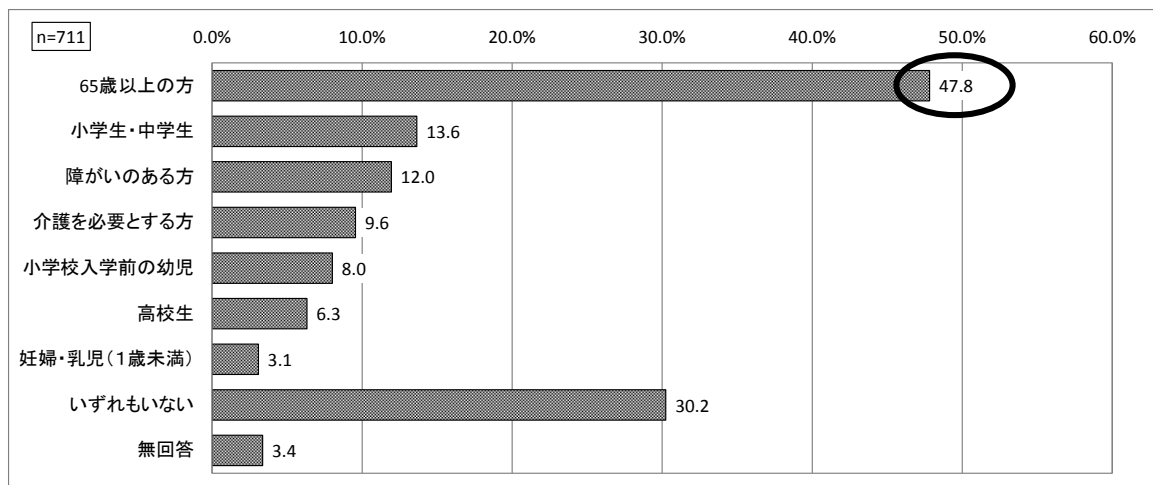
■ 調査の概要

調査期間		平成 30 年 7～8 月
調査対象		町内在住の 18 歳以上の一般町民(層化無作為抽出)
調査方法		郵送による配布・回収
回収状況	配布数	2,000 票
	回収数	711 票
	回収率	35.6%

■ 居住年数



■ 同居している家族

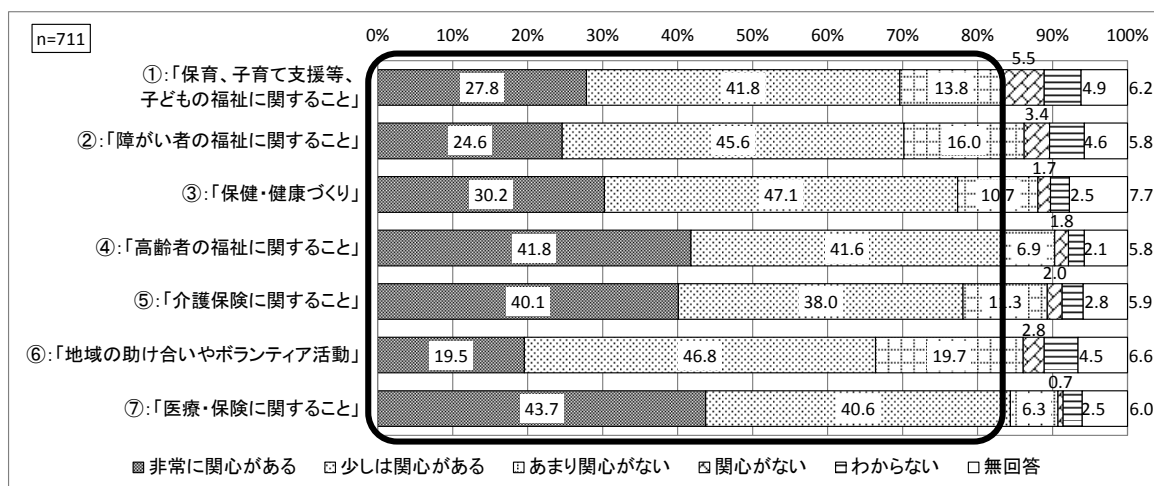


・居住年数は「20 年以上」が 71.7%

・同居している家族は「65 歳以上の方」が 47.8%

⇒蔵王町に長く住んでいる人が多く、回答者本人も含めて、同居している家族の中に 65 歳以上の高齢者がいる世帯が半数近くを占めています

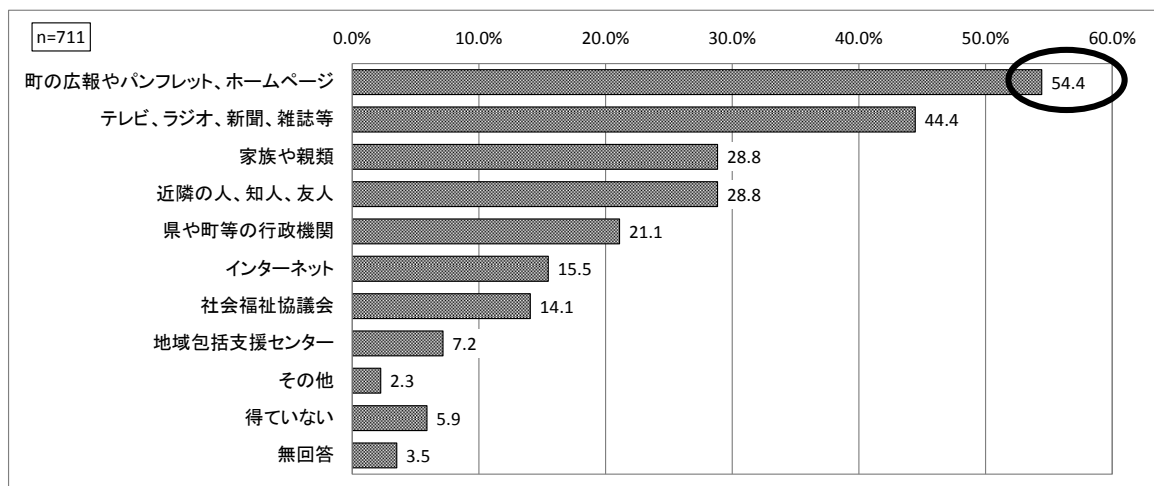
■福祉への関心度



・福祉への関心度は、どの分野においても『関心がある』（「非常に興味がある」と「少しは関心がある」の合計）は6割以上と高くなっている。また、同居している家族が関連する分野への関心度が高い傾向がみられた

⇒全般的に福祉への関心は高くなっています。自身や家族等が関連する分野に対する関心が高くなるのは当然ですが、直接的に関わりがない分野も含めて、町全体の福祉への取組に対して、より関心や興味を持ってもらえるよう、周知・啓発や福祉意識の醸成に努めることが大切です

■福祉に関する知識や情報の入手先



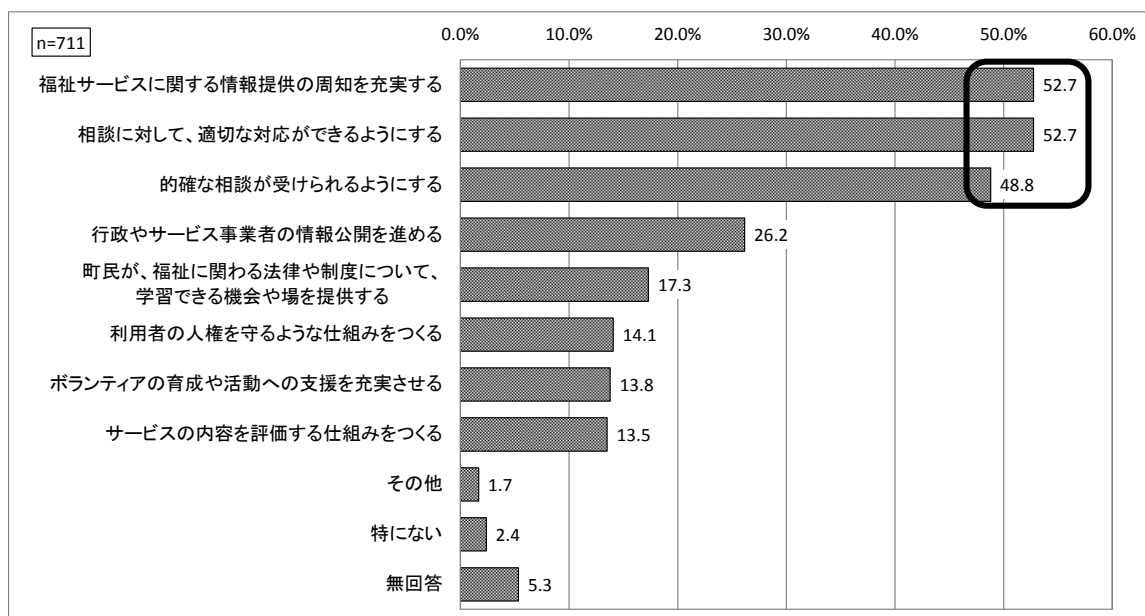
■福祉に関する知識や情報の入手先×年齢（抜粋）

		n数	町の広報 やパンフレ ット、ホー ムページ	テレビ、 ラジオ、 新聞、 雑誌等	家族や 親類	インター ネット	社会福祉 協議会
全体		711	54.4%	44.4%	28.8%	15.5%	14.1%
年齢	18 歳～29 歳	48	45.8%	37.5%	◎50.0%	○33.3%	●2.1%
	30 歳～39 歳	72	48.6%	34.7%	○44.4%	○34.7%	8.3%
	40 歳～49 歳	70	54.3%	●30.0%	35.7%	20.0%	11.4%
	50 歳～59 歳	134	53.7%	45.5%	30.6%	17.9%	17.9%
	60 歳～64 歳	103	62.1%	41.7%	24.3%	9.7%	14.6%
	65 歳～69 歳	156	52.6%	46.2%	19.2%	6.4%	17.9%
	70 歳以上	121	58.7%	○57.9%	21.5%	8.3%	13.2%

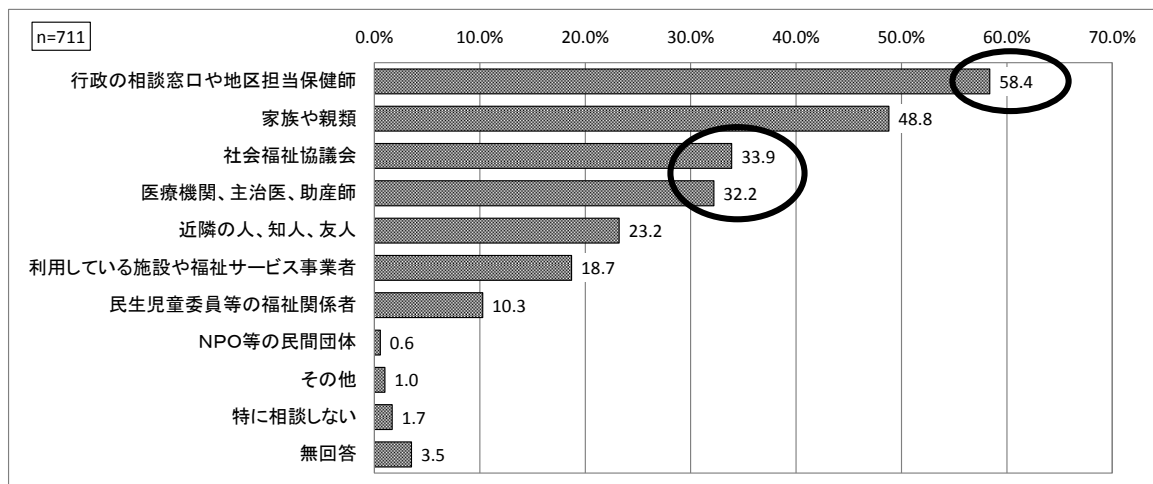
・福祉に関する知識や情報の入手先は、「町の広報やパンフレット、ホームページ」が54.4%と半数を超えているものの、年齢別の39歳以下では「家族や親類」と「インターネット」がやや多く、70歳以上では「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」がやや多い

⇒年齢等によって福祉に関する知識や情報の入手先が違う傾向がみられるため、情報の内容や対象者に合わせて適切な情報提供手段を活用していくことが重要です

■利用者が満足できる「福祉サービス」を実現するために必要になると思うこと

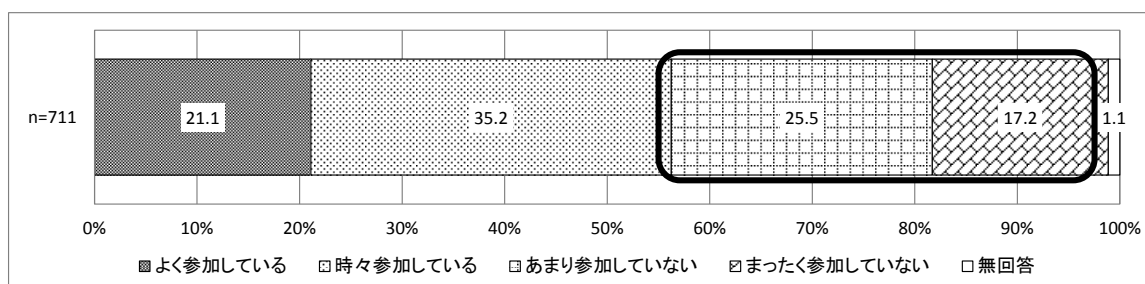


■福祉サービスに対する相談先

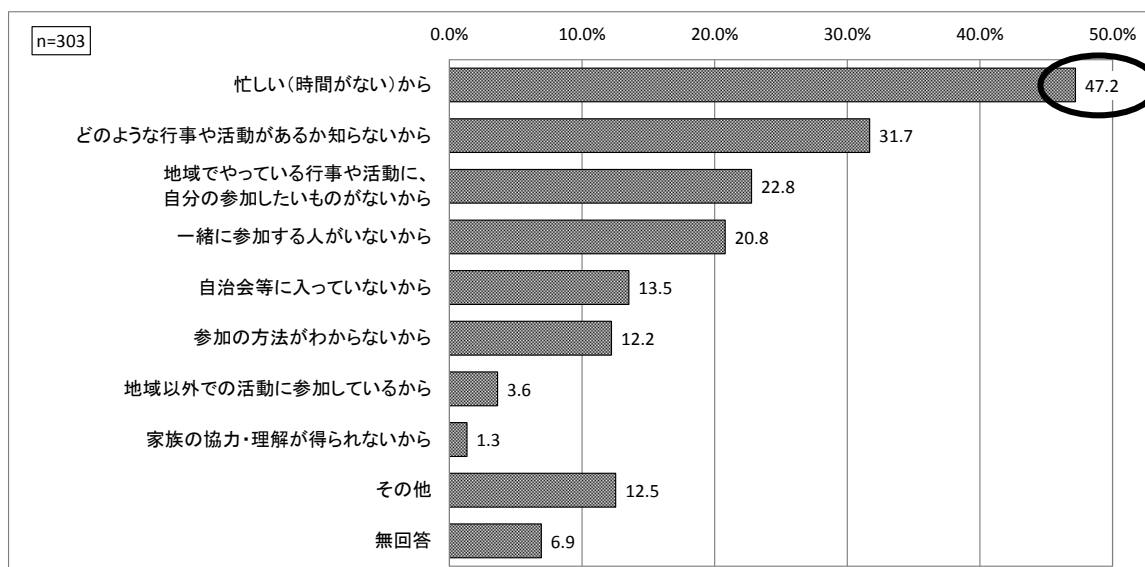


- ・利用者が満足できる「福祉サービス」を実現するために必要になると思うことは、「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実する」と「相談に対して、適切な対応ができるようにする」がそれぞれ 52.7%、「的確な相談が受けられるようにする」が 48.8%
 - ・福祉サービスに対する相談先は、「行政の相談窓口や地区担当保健師」が 58.4%、「社会福祉協議会」が 33.9%、「医療機関、主治医、助産師」が 32.2%
- ⇒利用者は情報提供の充実や相談への対応を重視しています。福祉サービスの相談先として最も多くあげられた行政の相談窓口や地区担当保健師は、利用者の求める情報や多様な相談に対して適切な対応が行えるよう、庁内における連携体制の強化や職員の資質向上に努めることが大切です
- ⇒福祉サービスの相談先として社会福祉協議会や医療機関等をあげる人も少なくないため、外部の関係機関等との連携体制の充実に努めることも重要です

■居住地域の行事や活動への参加状況



■行事や活動に参加していない理由



■行事や活動に参加していない理由×年齢・居住年数（抜粋）

		n数	忙しい(時間がない)から	どのような行事や活動があるか知らないから	自治会等に入っていないから	参加の方法がわからないから
全体		303	47.2%	31.7%	13.5%	12.2%
年齢	18歳～29歳	31	◎67.7%	○45.2%	16.1%	19.4%
	30歳～39歳	35	○62.9%	31.4%	5.7%	20.0%
	40歳～49歳	31	○64.5%	29.0%	12.9%	16.1%
	50歳～59歳	47	○63.8%	27.7%	8.5%	6.4%
	60歳～64歳	42	40.5%	33.3%	21.4%	11.9%
	65歳～69歳	61	●29.5%	37.7%	16.4%	11.5%
	70歳以上	51	◆23.5%	●21.6%	11.8%	7.8%
居住年数	5年未満	32	50.0%	◎53.1%	◎34.4%	○25.0%
	5年以上～10年未満	30	40.0%	30.0%	23.3%	○30.0%
	10年以上～15年未満	25	44.0%	○48.0%	○28.0%	16.0%
	15年以上～20年未満	25	44.0%	32.0%	16.0%	12.0%
	20年以上	188	48.9%	26.1%	5.9%	6.9%

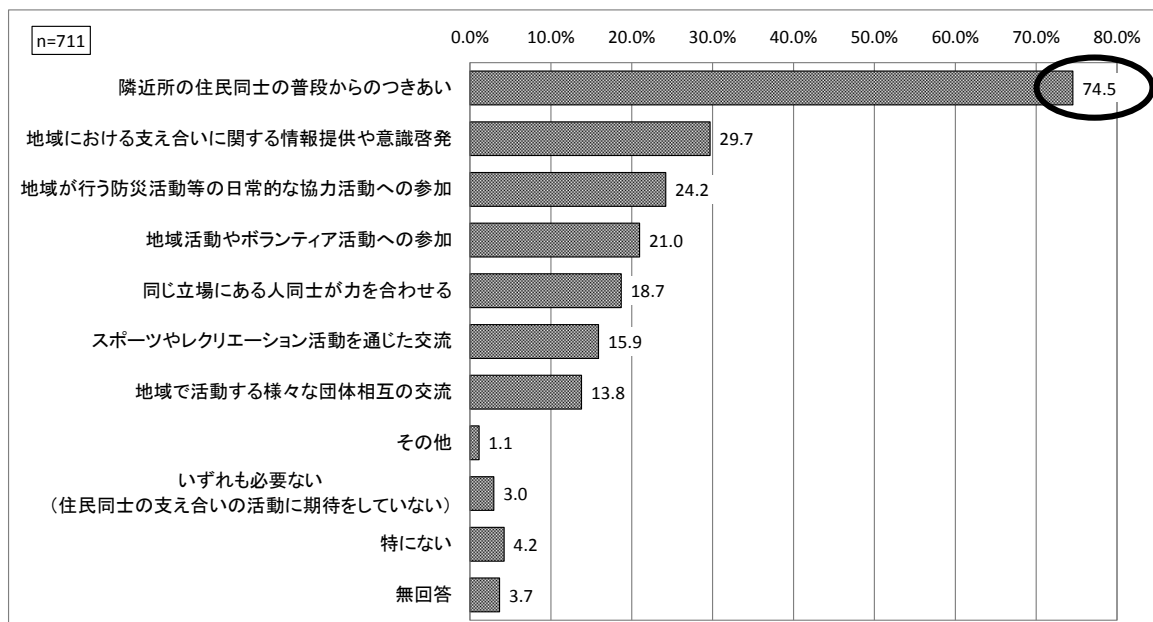
・居住地の行事や活動へ『参加していない』（「あまり参加していない」と「まったく参加していない」の合計）が 42.7%

・行事や活動に参加していない理由は「忙しい（時間がない）から」が 47.2%、特に 59 歳以下で多い傾向がみられた。また、居住年数が5年未満の人で「どのような行事や活動があるか知らないから」と「自治会等に入っていないから」、「参加の方法がわからないから」等が多くなっている

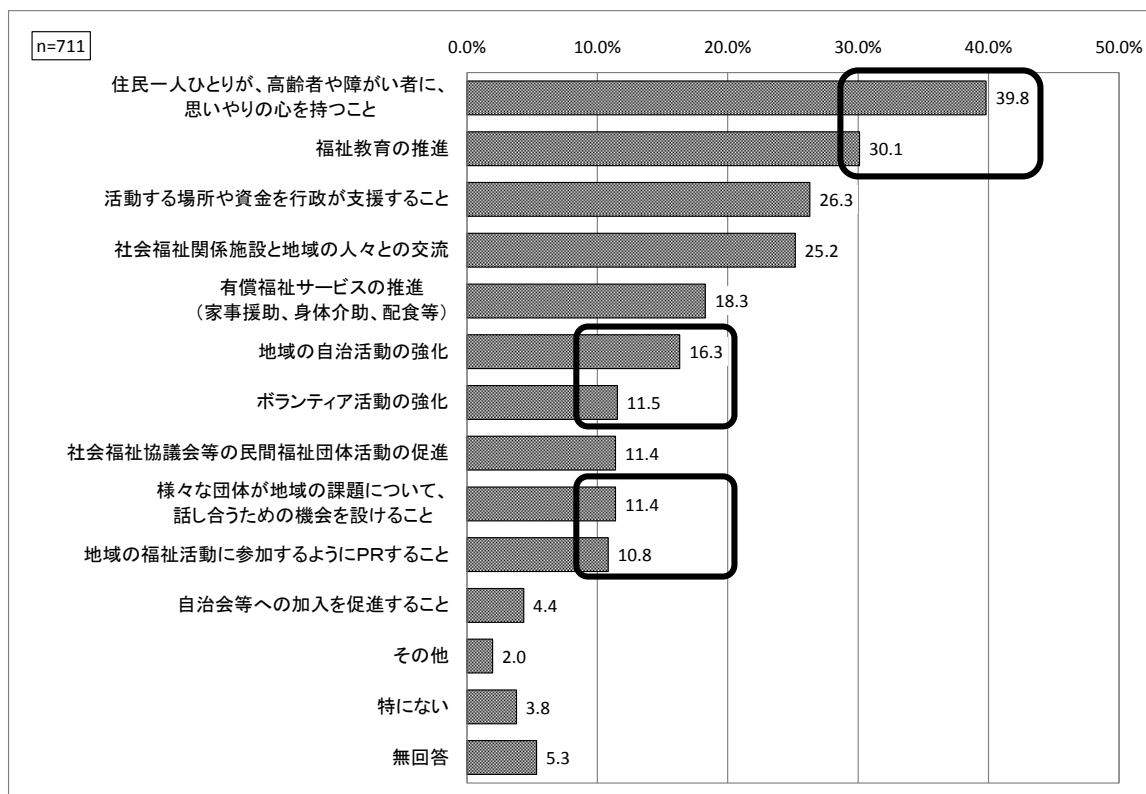
⇒居住地の行事や活動へ参加していない人が4割以上となっており、時間がないという理由が多くなっています。特に 59 歳以下で多くなっているため、この世代を地域での活動にどう巻き込んでいくかが課題といえます

⇒居住年数が短い人は、地域で行われている活動や活動への参加方法を知らない人も少なくないと推測されるため、地域での活動に関する周知に力を入れていくことが重要です

■地域の人々が支え合っていくために必要だと思うこと

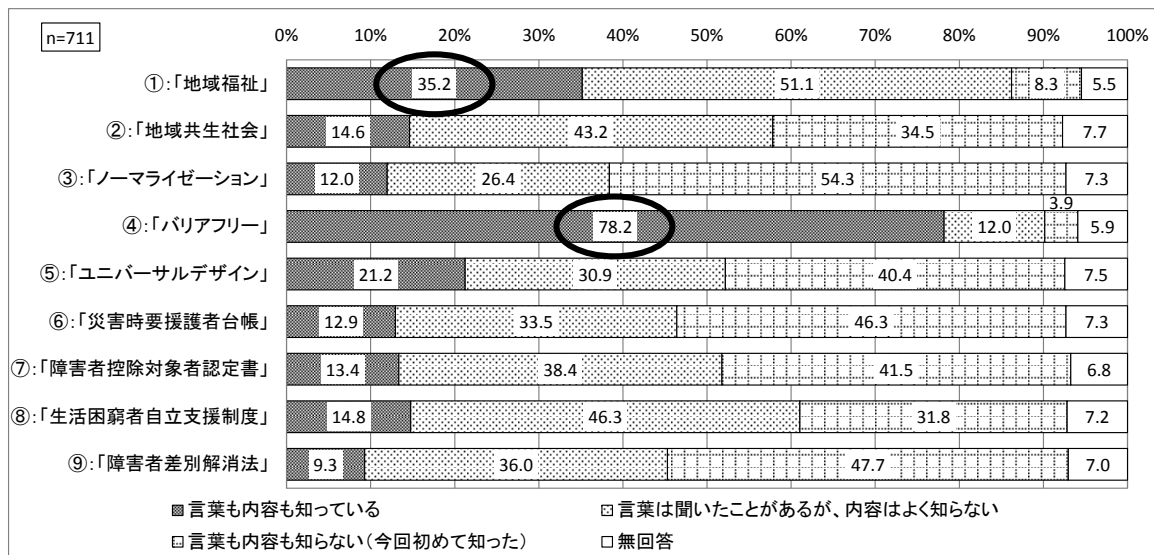


■地域の社会福祉を進めていく上で重要だと思うこと



- ・地域の人々が支え合っていくために必要だと思うことは、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が 74.5%
 - ・地域の社会福祉を進めていく上で重要だと思うことは、「住民一人ひとりが、高齢者や障がい者に、思いやりの心を持つこと」が 39.8%、「福祉教育の推進」が 30.1%。一方で、「地域の自治活動の強化」(16.3%)や「ボランティア活動の強化」(11.5%)、「様々な団体が地域の課題について、話し合うための機会を設けること」(11.4%)、「地域の福祉活動に参加するようにPRすること」(10.8%)等は2割以下
- ⇒地域における支え合いに必要なこととして、日頃からの近所づきあいをあげる人が多くなっていますが、地域の社会福祉推進に向けては、地域において住民が主体的に活動へ参加するという意識がそれほど高くない傾向がみられました。隣近所での支え合いから、地域全体へと支え合いの範囲を広げていけるよう、地域における住民主体の活動に対する意識の醸成に努めることが大切です

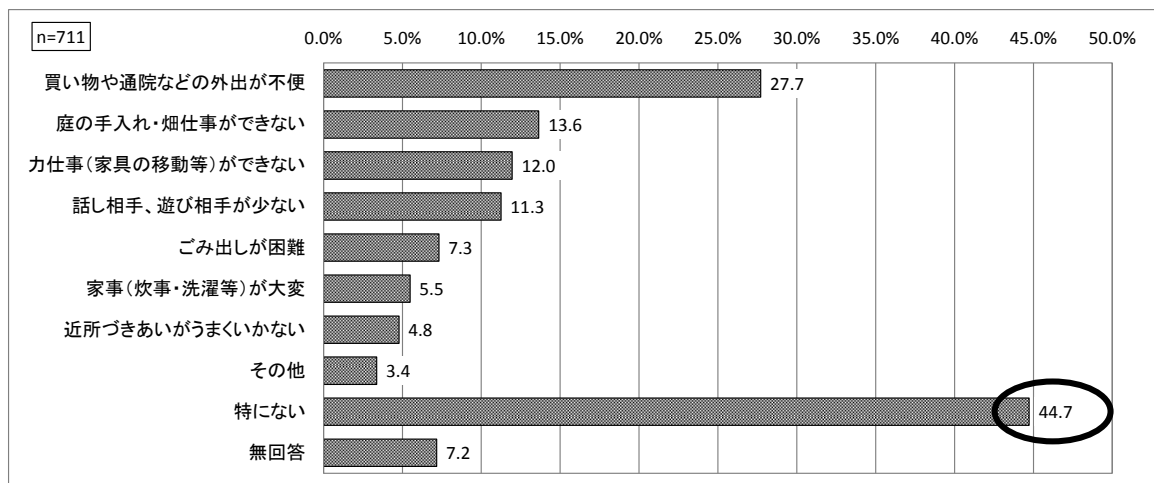
■福祉に関する言葉の認知度



・福祉に関する言葉について、「言葉も内容も知っている」は“④:「バリアフリー」”で 78.2%、
 “①:「地域福祉」”で 35.2%。また、『言葉は知っている』(「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容はよく知らない」の合計)は、“④:「バリアフリー」”が 90.2%、
 “①:「地域福祉」”が 86.3%

⇒言葉の内容まで知られているものは「バリアフリー」だけともいえるため、今後も引き続き、福祉に関する周知・啓発に努めることが重要です

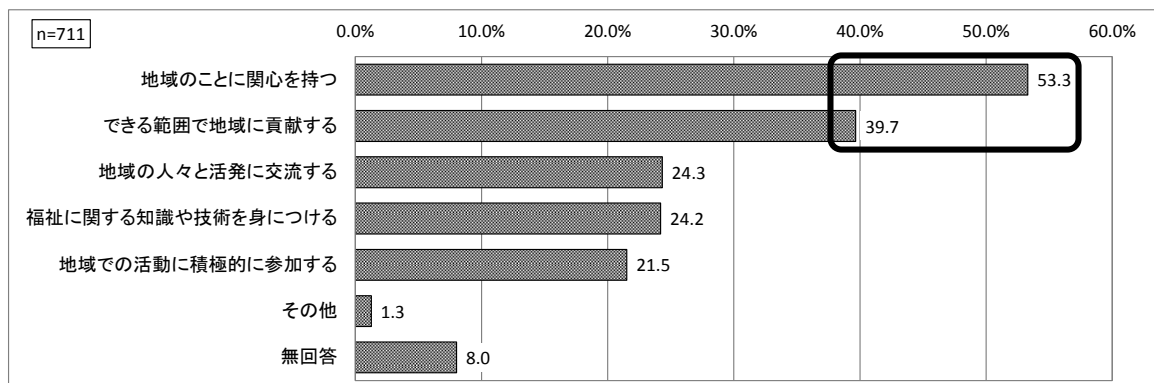
■地域での暮らしの中での困りごと



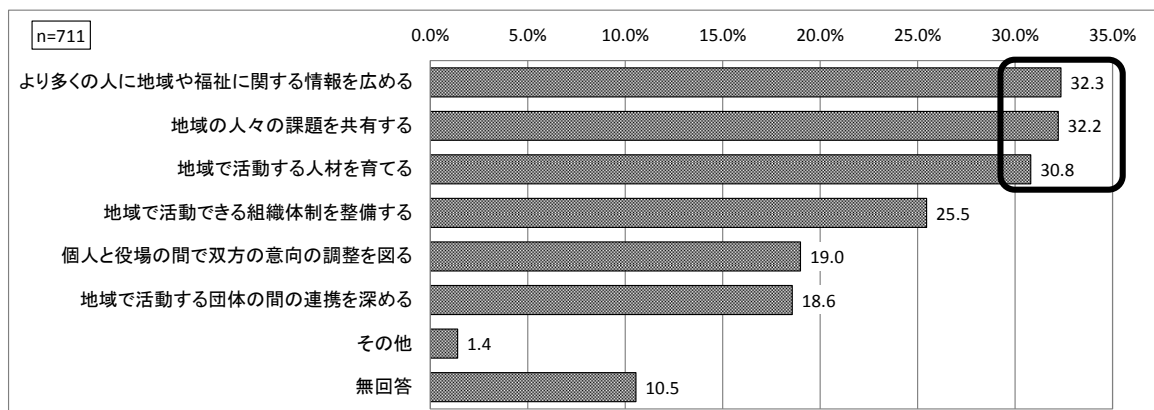
■地域での暮らしの中での困りごと×福祉施策への満足度（抜粋）

		n数	買い物や 通院などの 外出が不便	庭の手入れ・畑仕事 ができない	力仕事（家具の移動 等）ができない	話し相手、 遊び相手が少ない	特になし
全体		711	27.7%	13.6%	12.0%	11.3%	44.7%
福祉 満足 度への	満足	44	27.3%	6.8%	11.4%	15.9%	50.0%
	やや満足	373	22.3%	12.3%	10.7%	10.5%	48.8%
	やや不満	185	34.6%	18.4%	11.9%	10.3%	39.5%
	不満	40	◎57.5%	20.0%	○22.5%	○27.5%	◆20.0%

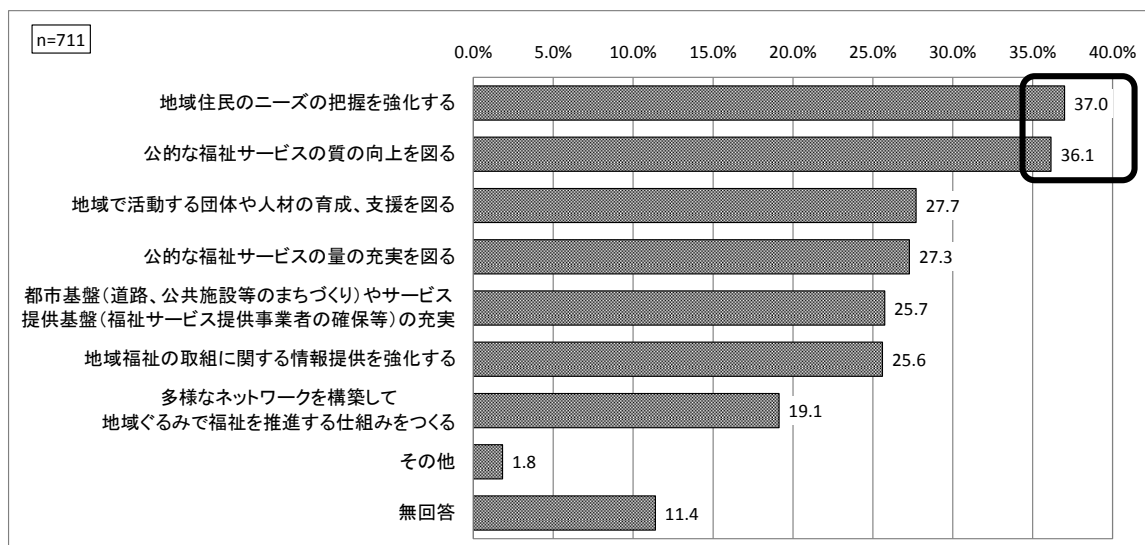
■自助で重要だと思うこと



■共助で重要だと思うこと



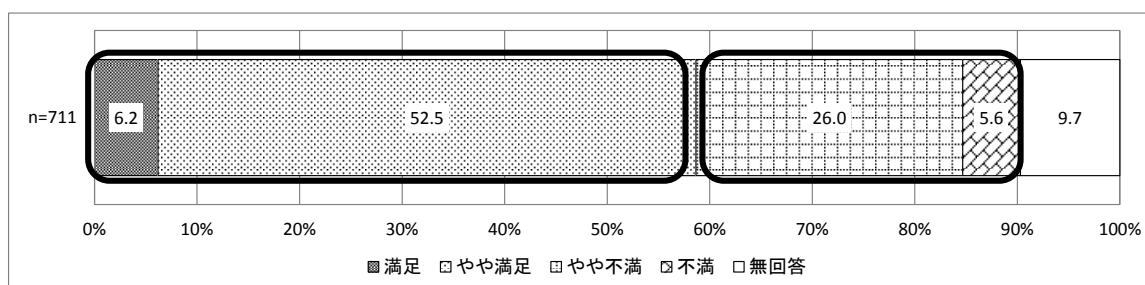
■公助で重要だと思うこと



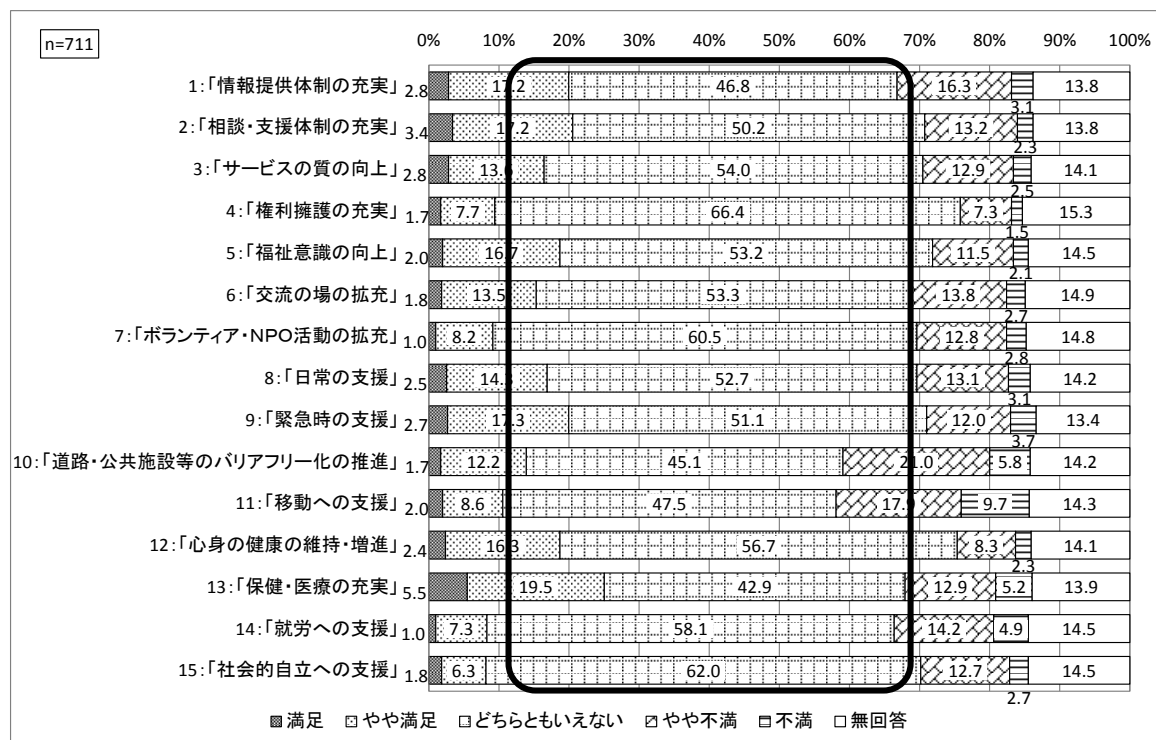
- ・地域での暮らしの中での困りごとは「特にない」が 44.7%。福祉施策への満足度が低いほど、「特にない」が少なくなる傾向がみられた
- ・自助で重要だと思うことは、「地域のことに関心を持つ」が 53.3%、「できる範囲で地域に貢献する」が 39.7%
- ・共助で重要だと思うことは、「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」が 32.3%、「地域の人々の課題を共有する」が 32.2%、「地域で活動する人材を育てる」が 30.8%
- ・公助で重要だと思うことは、「地域住民のニーズの把握を強化する」が 37.0%、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が 36.1%

⇒地域への関心をより高めて地域の生活課題を住民同士が共有するとともに、できる範囲で地域に貢献する意識を醸成していくために、地域福祉の考え方の周知・啓発を図ることが重要です。また、自助や共助の取組を推進するため、住民のニーズを踏まえて公的な支援を効果的に展開することが重要です

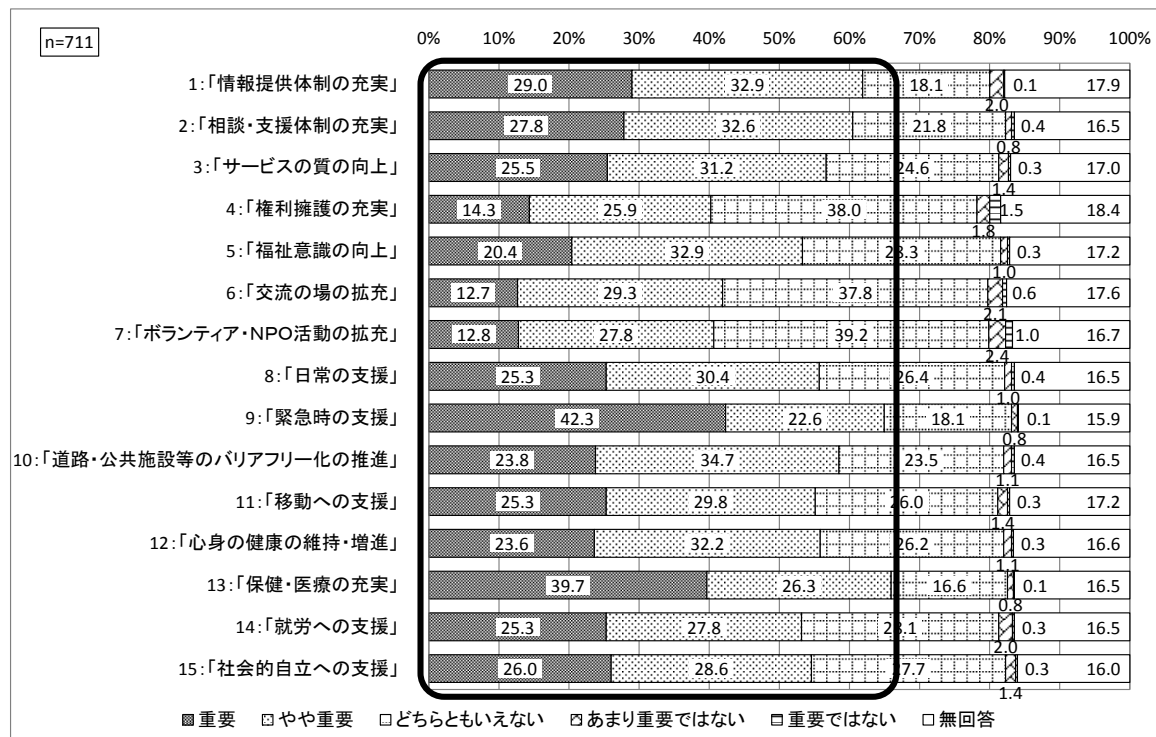
■福祉施策への満足度



■主な施策の満足度



■主な施策の重要度



- ・福祉施策への満足度は、『満足している』(「満足」と「やや満足」の合計)は 58.7%、『不満である』(「やや不満」と「不満」合計)は 31.6%
 - ・主な施策の満足度は、どの項目においても「どちらともいえない」が4～6割程度を占めている
 - ・主な施策の重要度は、『重要である』(「重要」と「やや重要」の合計)が“13:「保健・医療の充実」”(66.0%)と“9:「緊急時の支援」”(64.9%)、“1:「情報提供体制の充実」”(61.9%)、“2:「相談・支援体制の充実」”(60.4%)の4つが6割以上を占め、それ以外の施策も4割以上を占めている
- ⇒福祉施策全体としては満足している人が多くなっているものの、個別の施策についてはあまり満足度が高いとはいえない状況となっています。その一方で、重要度はどの施策も比較的高くなっているため、今後に向けては、個別施策の満足度の向上に努めることが重要です

3. 地域における活動についての調査結果まとめ

■調査の概要

調査期間		平成 30 年8～9月
調査対象		町内で地域活動に携わる団体等の方々
調査方法		文書で依頼し配布・郵送による回収
回収状況	配布数	239 票
	回収数	72 票
	回収率	30.1%

3－1. 地域における活動について

地域では様々な対象に向けて多様な活動が実施されており、活動の成果として、地域におけるつながりづくりや生きがいづくり、健康づくり等につながったという意見があげられました。

その一方で、参加者や会員が高齢化・固定化しており、新規の参加者、特に若い世代の参加が少ないことが問題としてあげられています。また、会員数が多くても、参加している人が少ない又は固定化しているという意見もみられました。加えて、参加者の高齢化は移動の難しさにつながり、参加者の固定化は活動内容のマンネリ化につながっているという意見もあげられています。

その他、個人情報保護のため、地域での活動の際に十分な情報が得られないことや活動の成果を発表する場がないことも課題としてあげられています。

3－2. 活動における連携・協働について

地域における活動に関連する主体との連携・協働が行われており、活動時や行事の開催時等に協力しているとの意見がみられました。

連携・協働を行うに当たっては、相互のコミュニケーションや事前の打合せ・調整等が重要とされており、その作業を行えるだけの人材も必要との意見がみられました。また、団体間等の連携・協働につながるきっかけづくりや経済的な支援についても必要とする意見が散見されました。その他、ボランティア精神が必要とする意見もありました。

3－3．地域の問題点や課題について

活動や事業を通じて感じる地域の問題点や課題については、地域の理解や関心の薄さ、少子高齢化による参加者の減少、地域におけるつながりの希薄化、交通の不便さ、団体等に参加していない人の地域活動に関する情報入手の難しさ等があげられていました。

これらに対して団体等が取り組めることとして、活動に関する周知や声かけ等を通じた地域への理解醸成及び参加者の増加、団体相互や参加者相互の協力体制を構築することで運営や参加者の利便性向上を図ること、若い世代を巻き込んでいくために世代間交流の機会を持つことや後進の育成に努めること等の意見があげられました。

また、町が取り組んだ方が良いと思うことでは、参加者等の移動支援や地域での交流機会の創出、活動に関する周知、場所の確保、情報提供、経済面等における支援を求める声があげられました。加えて、町職員の積極的な関わりや次の世代を担う若い世代が定着するような支援を求める声もみられました。

3－4．今後も活動していくために必要なこと

今後も活動していくために必要なこととして、活動の意義や取り組んでいる内容、その効果や成果、参加者の声を伝えて、活動についての理解を深めるとともに、声かけや後継者を育成すること等によって参加者の増加を図ること等があげられています。

また、地域への関心を高めることや活動に対する理解を深めること、地域における日頃からの交流やボランティア精神の醸成を図ることで、地域での支え合いの体制づくりを進めることも意見としてあげられていました。

その他、町との連携・協働をもっと深く行うことや団体間の連携・協働を行うことが必要との意見もみられました。

4. 今後の地域福祉の推進に向けて

4－1. 少子高齢化が進む状況

本町では少子高齢化が進行しており、高齢化率が約 35%となっています。また、高齢者がいる一般世帯数も増加しており、それに伴って高齢者の単独世帯（高齢者一人暮らし世帯）も増加しています。こうした状況は、地域における活動へ大きな影響を与えています。

地域における活動の参加者や指導者の高齢化は、健康問題や移動の困難さ等につながるとともに、若い世代の参加があまりない現状から参加者数が減少しています。この状況が今後も続くと、地域における様々な活動が困難になることが考えられます。

また、高齢者の一人暮らし世帯の増加は見守り等の支援対象の増加につながっており、支援する担い手の減少等とも重なり、支援活動の負担増にもなっています。

少子高齢化が進む状況においても地域での活動が継続されるよう、若い世代の参加者を増やすことや活動の後継者を育成すること等に、地域の住民や団体・事業者等と協働して取り組んでいくことが重要です。

4－2. 福祉意識の醸成

町民アンケートでは福祉への関心が全般的に高くなっていますが、その一方で、地域における活動についての調査では、地域への理解や関心が低くなっており、地域での活動への参加や協力が得られないという意見もみられました。

地域福祉の取組を推進していくためには、地域への理解や関心を高めること、地域における支え合いへの理解を深めること、地域での活動に主体的に参加する意識を醸成すること等が重要となります。そのため、福祉に関する周知・啓発や子どもの頃からの福祉教育の**推進に努め**、町民一人ひとりの福祉意識の醸成に取り組み、福祉への関心の高さを地域福祉の取組につなげていくことが求められます。

福祉意識の醸成が進むことで、隣近所での支え合いから範囲が広がっていくことや地域へ貢献する意識が高まること、地域に関する情報の共有が図られること等、地域における自助や共助の取組が促進されることが期待されるため、自助や共助の取組がより促進されるよう、適切な公助を展開していくことも大切です。

4－3．地域におけるつながりの強化と団体・事業者等の連携体制の構築

地域における活動についての調査では、地域のつながりの希薄化を感じるという意見や地域での支え合いには日頃のつながりが大切という意見があげられました。

地域における日頃のつながりを強化することは、地域への関心を高め、支え合いや福祉意識の醸成を図る基礎となります。また、地域における団体・事業者等の連携体制の構築と強化を図ることで、地域の団体・事業者等が協働で活動を実施することや活動内容に広がりが出ること等が期待されます。

こうした地域におけるつながりの強化や団体・事業者等の連携体制構築のきっかけづくりとして、交流場所や交流機会の創出等の取組が重要となります。加えて、団体・事業者等が連携を行う際の調整等に手間がかかるという意見も散見されたため、調整等を支援する仕組みづくりに努めることも大切です。さらに、団体・事業者等の今後の活動充実に向けて、団体・事業者等と町の情報共有や協働の推進等、連携強化を図ることも重要です。

4－4．情報提供体制と相談対応の強化

町民アンケートでは、満足できる福祉サービスの実現に必要なことや主な施策の重要度において、情報提供や相談対応に関する体制の充実が上位にあげられています。

福祉に関する様々な情報を積極的に発信・提供することは、福祉に対する理解を深め、福祉意識を醸成するとともに、福祉サービスに対する満足度向上や地域での活動への参加者増加等の活性化につながると考えられます。そのため、発信・提供する情報がきちんと届くように、内容や対象者に合わせて多様な情報提供手段を活用する等、情報提供体制の充実を図ることが重要です。

また、福祉サービスの適切な活用と満足度向上を図るため、多様な相談に対して、求められる情報の提供や関係機関等への連携等が適切に行われるよう、職員の資質向上や庁内の連携体制強化に努めることも大切です。

さらに、地域における様々な活動に対して町民の理解が深まることで、団体・事業者等の活動への参加者増加や協力を得られやすくなること等が期待されるため、団体・事業者等やその活動に関する情報提供に努めるとともに、地域の団体等に参加していない人や居住年数が短い人等に対して情報を届けることができるよう取り組むことも必要です。

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

みんなで共に創る、いきいきと安心して暮らせるまち

本計画の上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」では、町の未来像を『ずっと愛にあふれる オンリーワンなまち・ざおう』としています。また、まちづくりの基本方針として、『健やかなまちづくり』、『学び楽しむまちづくり』、『美しい快適なまちづくり』、『活気のあるまちづくり』、『共に創るまちづくり』の5つを掲げて、魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

近年の人々の生活スタイルや価値観の多様化等の社会状況の変化を背景として、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、複合的な問題や課題も少なくありません。こうした問題や課題については、少子高齢化の進行等により、これまでの考え方や公的な制度・サービスだけで解決に取り組んでいくことがとても難しくなっています。

今後も、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくためには、制度や分野、「支え手」や「受け手」といった、これまでの関係性を超え、町民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる多様な主体が、様々な問題や課題を「我が事」として受け止め、人と資源等が「丸ごと」つながる“地域共生社会の実現”を目指していくことが求められています。

また、“地域共生社会の実現”に向けては、地域での支え合いやつながりを強化し、地域における取組と公的な支援とが連携・協働して取り組むことや、「自助」、「共助・互助」、「公助」といった重層的な取組が重要となります。

これらのことを踏まえ、本計画では「みんなで共に創る、いきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念として、子どもから高齢者まで全ての町民がお互いを支え合い、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまちを目指して地域福祉の取組を展開していきます。

2. 基本目標

基本目標１． 地域における支え合いの基盤づくり

地域において、住民や活動している団体・事業者等との支え合いの基盤を築くため、地域の人々の福祉意識の醸成を図るとともに日頃からの交流を促進し、地域での連携や協働を行いやすい環境づくり及びきっかけづくりの支援に取り組みます。また、地域の様々な活動への支援やサービスの利用促進を図るため、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。加えて、地域への包括的な支援体制の構築を目指し、地域と行政の協働の仕組みづくりに取り組みます。

基本目標２． 地域を支える担い手づくり

地域における様々な活動を支える担い手の確保及び資質向上を目指して、町民への福祉教育の推進や既に活動に参加している担い手に向けた研修等への参加支援に取り組みます。また、地域での活動やボランティアへの参加を促進するため、地域での活動やボランティアに関する情報発信や参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

基本目標３． 安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉サービスの充実や防犯・防災体制の整備、バリアフリー化の推進等に取り組みます。また、町民の人権が侵害されることのないよう権利擁護や虐待防止の取組を推進するとともに、生活困窮等の複合的な問題についても包括的な支援が行われるよう体制整備に取り組んでいきます。

3. 各主体の役割

3-1. 町民

町民は、地域を構成する一員として、地域や福祉への関心を持つことが重要です。地域におけるサービスの受け手であるだけでなく、担い手としての意識を持ち、地域での活動等へ主体的に参加することや、日頃のあいさつ等を通じて、地域における困りごと等を相互に支え合える関係性を築くこと等が期待されます。

■町民に期待すること

- ・日頃から地域内で積極的なつきあいや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう
- ・地域で交流できる場所や気軽に立ち寄れる場所へ足を運び、様々な人々と積極的に交流しましょう
- ・新しく地域に入ってきた人を温かく迎え入れましょう

- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう
- ・体験学習や研修会等の福祉に関する学習機会に積極的に参加しましょう
- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- ・様々な団体・事業者等の地域での活動に、できる範囲で参加・協力しましょう

- ・地域の問題・課題や福祉に対して関心を持ちましょう
- ・地域における福祉活動や、それに携わる団体・事業者等への関心を持ちましょう
- ・自身が地域福祉の担い手となれることを意識しましょう
- ・高齢者や障がい者及び、身近で配慮が必要な人等、様々な人々を理解するよう心掛けましょう
- ・町の広報紙やホームページ、地域の回覧等に関心を持ちましょう。また、それらから得た情報を家庭や隣近所、友人同士等で共有しましょう

3-2. 地域

地域に住む人々が相互に支え合いつつ、そこにある生活課題を発見・共有し、より住みやすい地域としていくために、協力して主体的な活動を展開することが期待されます。

また、地域で活動する様々な団体・事業者等（行政区、ボランティア団体、NPO団体、民生児童委員、健康推進員、食生活改善推進員会、老人クラブ、事業者、社会福祉法人等）は、それぞれの目的に沿った活動を行うとともに、地域への貢献として住民との交流や専門的な知識を生かした相談支援、地域における活動での協働等の関わりを持つことが期待されます。

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・日頃からのあいさつや声かけを推進しましょう
 - ・地域の人々が集まりやすい環境づくりを行いましょう
 - ・人々が交流できる行事やイベント等を開催しましょう
 - ・福祉について学んだり、地域の問題や課題について話し合う機会を設けましょう
 - ・日頃から、地域で活動している人々や団体・事業者等の間で交流機会を持ちましょう
 - ・地域での活動に、子どもから高齢者まで全ての住民が参加する機会を設けましょう。また、新しく参加した人を温かく迎え入れましょう
-
- ・地域の状況や活動について、積極的に情報を発信しましょう
 - ・地域で活動している団体・事業者等の情報を共有しましょう
 - ・地域の行事やイベント等、様々な活動の情報を積極的に発信しましょう
 - ・地域において活動している団体・事業者等は、活動内容等を積極的に発信しましょう
-
- ・地域で配慮や支援が必要と思われる人がいる場合は、個人のプライバシーに注意しつつ、町や地域で情報をできるだけ共有し、気にかけてましょう
 - ・地域で活動している団体・事業者等との交流を通じて、専門的な知識を学習しましょう

3－3．社会福祉協議会

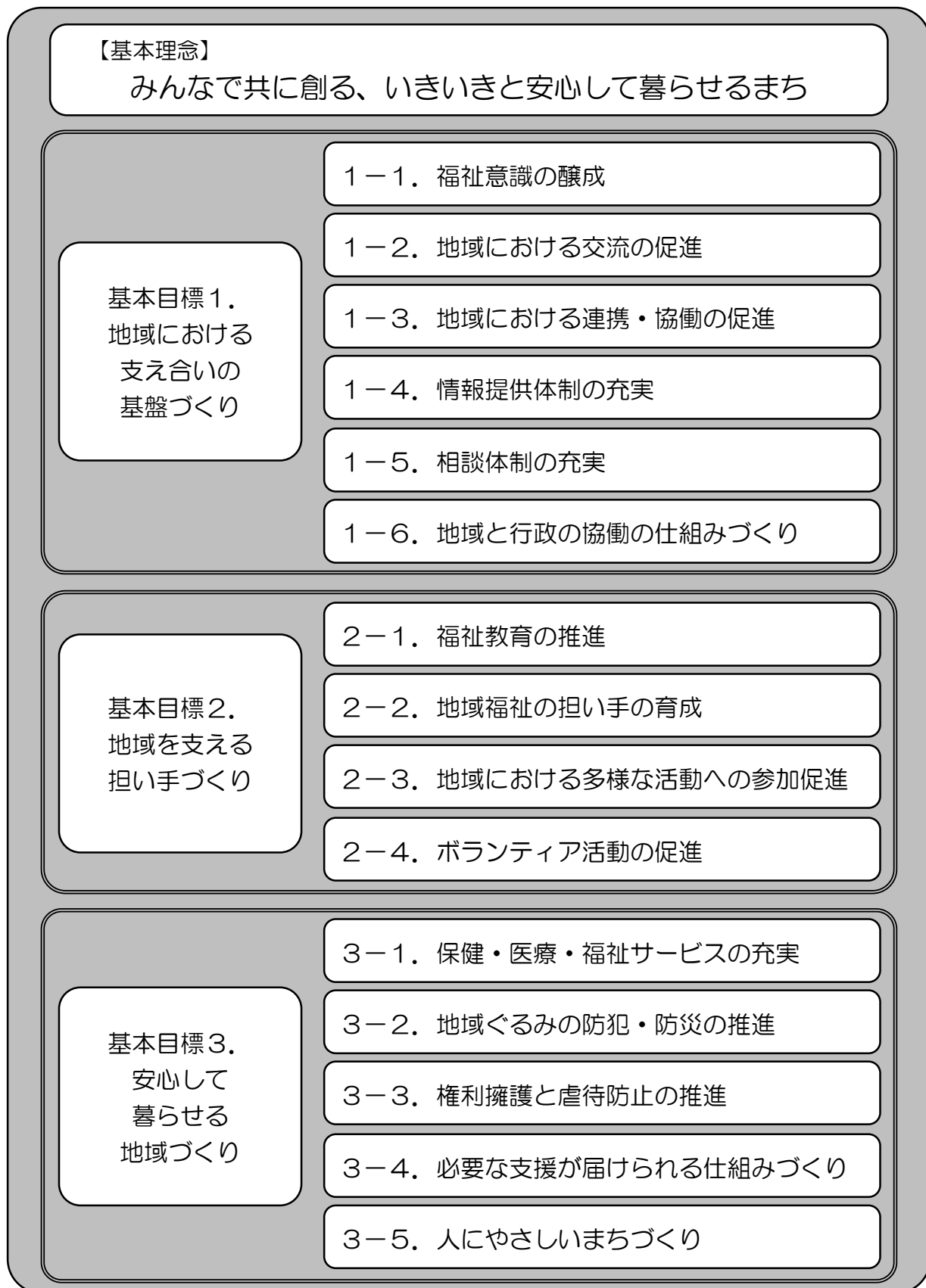
社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられており、現在も様々な福祉サービス等を提供しています。そのため、地域や地域で活動する団体・事業者等、行政と連携・協働して、町民や地域が取り組む様々な福祉活動の支援等、地域福祉の推進に努めることが期待されます。

3－4．町

町は、地域福祉を推進していくために、地域での主体的な活動の支援や多様な主体間の連携・協働の促進を図るための交流機会の創出等の基盤整備に努めるとともに、地域の生活課題解決に向けた包括的な相談支援体制の整備等に取り組みます。

また、庁内において様々な分野の関係各課と横断的な連携体制の構築に努め、本計画及び関連計画に基づいて公的な福祉サービスを適切に提供していきます。

4. 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標１．地域における支え合いの基盤づくり

１－１．福祉意識の醸成

少子高齢化や核家族化が進行する中で、人々の価値観や生活スタイル等も多様化が進んでおり、地域への関心の低下やつながりの希薄化等を感じる人も増えてきています。

地域福祉の取組を推進していくためには、地域への理解や関心を高めること、地域における支え合いへの理解を深めること等が重要となります。そのため、地域に関する様々な情報発信・提供の支援や福祉に関する周知・啓発等に努め、町民一人ひとりが福祉に興味を持って地域に関わっていけるよう、福祉意識の醸成に取り組みます。

■町民に期待すること

- ・福祉に対して関心を持ちましょう
- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・地域における活動や団体・事業者等への関心を持ちましょう
- ・福祉に関する催し等へ積極的に参加しましょう
- ・自身が地域福祉の担い手となれることを意識しましょう
- ・隣近所でのつきあい(あいさつ等)を行いましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・福祉について学んだり話し合ったりする機会を設けましょう
- ・地域の問題や課題について話し合う機会を設けましょう
- ・地域の状況や活動について、積極的に情報を発信しましょう
- ・地域で活動している団体・事業者等の情報を共有しましょう
- ・日頃から、地域で活動している人々や団体・事業者等の間で交流機会を持ちましょう

■行政の取組

- ・福祉に関する周知・啓発に努めます
- ・地域福祉の考え方の周知・啓発に努めます
- ・地域や地域で活動する団体・事業者等の行う情報発信の支援に努めます
- ・地域や地域での活動に関する情報収集及びその発信に努めます
- ・地域における福祉に関する活動への支援に努めます

1－2．地域における交流の促進

地域における支え合いに必要なこととして、日頃からの近所づきあいをあげる人が多くなっていますが、地域で活動をしている人々の中には、地域におけるつながりの希薄化を感じている人が少なくありませんでした。また、つながりの希薄化は、一人暮らし高齢者や何か問題を抱える人等の配慮が必要な人の孤立等にも結び付くことが考えられます。

そのため、住民同士や住民と地域で活動する人々等が地域において交流できる場所の整備に取り組むとともに、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりにも取り組み、地域における交流機会の創出及び交流の促進に努めます。

■町民に期待すること

- ・日頃から積極的にあいさつや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう
- ・身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう
- ・地域にある交流できる場所や気軽に立ち寄れる場所を知っておきましょう
- ・地域で交流できる場所や気軽に立ち寄れる場所へ足を運び、様々な人々と積極的に交流しましょう
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう
- ・新しく地域に入ってきた人を温かく迎え入れましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・日頃からのあいさつや声かけを推進しましょう
- ・地域で配慮や支援が必要と思われる人がいる場合は、個人のプライバシーに注意しつつ、町や地域で情報をできるだけ共有し、気にかけてみましょう
- ・地域の人々が集まりやすい環境づくりを行いましょう
- ・人々が交流できる行事やイベント等を開催しましょう
- ・地域の行事やイベント等、様々な活動の情報を積極的に発信しましょう
- ・地域において活動している団体・事業者等は、活動内容等を積極的に発信しましょう
- ・地域における様々な活動へ新しく参加した人を温かく迎え入れましょう

■行政の取組

- ・既存の施設等を活用した交流拠点の整備に努めます
- ・高齢者や子育て世代等、同じ状況の人々が集う場所の整備に努めます
- ・年齢や状況等に関わらず、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めます
- ・地域における活動で利用できる場所の確保に努めます
- ・地域における行事やイベント等への支援を行います
- ・交流拠点等における世代間交流等の交流促進に努めます
- ・交流拠点での活動に関する情報発信の支援を行います

1－3．地域における連携・協働の促進

地域において住民や団体・事業者等の地域で活動する人々が、福祉に限らず多様な分野で連携・協働しつつ、居場所づくりや地域の生活課題の解決に取り組んでいくことは、地域福祉を推進していく上でとても大切なことです。

また、団体・事業者間の連携・協働は、今後、少子高齢化が更に進んだ状況においても地域における活動の維持や活動の幅を広げていくこと等につながります。

そのため、地域における様々な交流を土台として、住民や団体・事業者等の地域で活動する人々が、多様な分野で連携・協働していけるよう、きっかけづくりや連携・協働に関する支援に取り組みます。

また、地域で活動する社会福祉法人等の地域への支援活動や交流等、公益的な取組が行われるよう支援に努めます。

■町民に期待すること

- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・地域で活動する様々な団体・事業者等について関心を持ち、理解を深めましょう
- ・様々な団体・事業者等の活動に、できる範囲で参加・協力しましょう
- ・興味を持った活動に積極的に参加しましょう
- ・活動に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・人々が交流できる行事やイベント等を開催しましょう
- ・日頃から、地域で活動している人々や団体・事業者等の間で交流機会を持ちましょう
- ・団体・事業者等は、地域への貢献となる公益的な取組(活動への施設等の提供、相談や研修等による専門的な知識の活用、地域の行事やサロン等への参加等)を実施しましょう
- ・地域において活動している団体・事業者等は、活動内容等を積極的に発信しましょう
- ・地域における様々な活動へ新しく参加した人を温かく迎え入れましょう
- ・他の団体・事業者等の活動に対して関心を持ちましょう

■行政の取組

- ・地域での連携・協働のきっかけづくりとなる交流機会の創出等に努めます
- ・地域で連携・協働を行う際の事務的な調整等の支援に努めます
- ・地域での連携・協働によって実施される活動への支援を行います
- ・地域での社会福祉法人等の公益的な取組が促進されるよう支援に努めます
- ・地域における様々な活動に関する情報発信の支援を行います

1－4．情報提供体制の充実

地域の活動や団体等について町民に興味を持ってもらうことや福祉サービスを必要とする人が適切なタイミングで適切なサービスを利用できるためには、地域の活動や団体・事業者等に関する情報や福祉サービスに関する情報を発信し、きちんと相手に届くことが必要となります。

そのため、提供する情報の内容や対象者に合わせて多様な情報発信・提供手段を活用するとともに、伝わりやすい表現を心掛ける等、情報提供体制の充実を図ります。さらに、地域の団体等に参加していない人や新しく地域に入ってきた人等に対しても、様々な情報を届けることができる仕組みづくりに努めます。

■町民に期待すること

- ・町の広報紙やホームページ、地域の回覧等に関心を持ちましょう
- ・町や団体・事業者等から発信される、地域や福祉に関する情報に関心を持ちましょう
- ・興味をもったことについて、積極的に情報を収集しましょう
- ・得た情報を、家庭や隣近所、友人同士等で共有しましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・様々な情報を地域内で広く共有しましょう
- ・地域で活動している団体・事業者等の情報を共有しましょう
- ・地域の状況や活動について、積極的に情報を発信しましょう
- ・地域において活動している団体・事業者等は、活動内容等を積極的に発信しましょう
- ・町内の他地域の情報や取組に関心を持ちましょう

■行政の取組

- ・伝わりやすい情報発信・提供に努めます
- ・地域の活動や団体・事業者等の情報を、町内に広く提供できる仕組みを検討します
- ・福祉サービスを必要とする人が適切なタイミングで適切な福祉サービスを利用できるよう、情報提供体制の充実に努めます
- ・町内で行われている様々な地域活動の紹介に努めます
- ・町内の地域間における情報共有ができるよう支援策を検討します
- ・多様な情報を、町民に直接届けられる情報提供手段を検討します

1－5．相談体制の充実

地域における生活課題は多様化・複雑化してきており、これまでの高齢者や障がい者、子ども等、分野ごとの相談体制では対応が難しいものも多くなってきています。また、福祉サービスをはじめとした様々な行政サービスについて、必要とする人が適切なサービスを選択できるよう支援する相談体制を整備することも必要とされています。

そのため、様々な悩みや困りごとを持つ人の相談を受け、本人の希望を踏まえて必要とされる支援につなげられるよう、相談対応を行う人々の資質向上や庁内及び関係機関との連携体制強化を図り、包括的な総合相談体制の充実に努めます。

■町民に期待すること

- ・色々な悩みや困りごとを持つ人々がいることに対して、理解を深めましょう
- ・悩みや困りごとは一人で抱え込まずに、身近な人々や相談窓口へ相談するよう心掛けましょう
- ・民生児童委員をはじめとした地域で活動する人々や町の相談窓口等、様々な相談窓口があることを知っておきましょう
- ・身近な人々の相談を受けたら、一緒に対応を考えたり、相談窓口を紹介したりしましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域で配慮や支援が必要と思われる人がいる場合は、個人のプライバシーに注意しつつ、町や地域で情報をできるだけ共有し、気にかけてみましょう
- ・相談を受けたら、適切な情報や相談窓口等を紹介しましょう
- ・団体・事業者等は、専門的な知識や活動の経験を生かし、町と連携・協働した相談支援等に取り組みましょう

■行政の取組

- ・地域で相談できる場所や町の相談窓口の周知に努めます
- ・悩みや困りごとを持つ人の相談を「丸ごと」受けることができる総合相談窓口の整備に取り組みます
- ・相談窓口へ訪問することが難しい人々に対応できる体制整備に取り組みます
- ・専門的な相談にも対応できるよう、職員等の資質向上や庁内及び関係機関等との連携強化を図ります
- ・地域で活動する団体・事業者等と連携・協働し、地域の人々の生活課題への相談対応の充実に努めます

1－6．地域と行政の協働の仕組みづくり

地域の人々や団体・事業者等が相互に支え合いながら、地域の生活課題に対して主体的に解決に取り組んでいける体制を実現するためには、地域と行政の連携・協働を強化することも重要となります。

そのため、地域の人々や団体・事業者等の活動について、町の職員等が積極的に参加する等、行政との協働が推進されるよう仕組みづくりに取り組むとともに、地域での主体的な活動がより効果的に実施されるよう、公的なサービスとの連携についても検討を進めます。

また、地域における配慮が必要な人々や生活課題に対する総合的な相談等の包括的な支援を実施する体制を構築するために、福祉、保健、医療等を含めた全庁的な連携体制の整備に努めます。

■町民に期待すること

- ・地域での懇談会等、行政と話し合う機会に積極的に参加しましょう
- ・地域の人々だけでは難しい取組等について、行政と話し合いましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域での活動において、行政と協働できる機会を見つけましょう
- ・地域での懇談会等、行政と話し合う機会に積極的に参加しましょう
- ・日頃からの行政との交流で得た情報等を、地域で共有しましょう

■行政の取組

- ・地域の活動へ、行政が積極的に参加する意識の醸成に努めます
- ・地域の様々な活動と行政サービスが連携していく方法を検討します
- ・全庁的な情報共有や部局を越えた連携を図る仕組みづくりに取り組みます
- ・病院等の関係機関との情報共有、連携体制の強化に努めます

基本目標 2. 地域を支える担い手づくり

2-1. 福祉教育の推進

地域における日常的な問題や課題に気づき、地域に関わる人々が主体的に解決に向けて取り組んでいくということを根付かせていくためには、全ての町民が思いやりの心を持ち、地域における支え合いや福祉に対する理解を深める必要があります。

そのため、学校等と連携・協力して子どもの頃からの福祉教育や、生涯学習等の機会を通じた幅広い年齢層への福祉教育を推進し、町民一人ひとりがお互いを尊重して、地域における支え合いや福祉活動が充実していくよう取り組みます。

■町民に期待すること

- ・福祉に対して関心を持ちましょう
- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・地域における活動や団体・事業者等への関心を持ちましょう
- ・家庭で、地域の問題や課題について話し合う機会を持ちましょう
- ・高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心掛けましょう
- ・体験学習や研修会等の福祉に関する学習機会に積極的に参加しましょう
- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- ・自身が地域福祉の担い手となれることを意識しましょう
- ・隣近所でのつきあい(あいさつ等)を行いましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・福祉について学んだり話し合ったりする機会を設けましょう
- ・地域の問題や課題について話し合う機会を設けましょう
- ・地域での活動に、子どもから高齢者まで全ての住民が参加する機会を設けましょう
- ・地域における様々な活動へ新しく参加した人を温かく迎え入れましょう
- ・地域で活動している団体・事業者等との交流を通じて、専門的な知識を学習しましょう

■行政の取組

- ・福祉に関する周知・啓発に努めます
- ・地域福祉の考え方の周知・啓発に努めます
- ・学校等と連携・協働し、小中学校での福祉教育やボランティア等の体験学習の充実に努めます
- ・生涯学習を通じた福祉教育の充実に努めます
- ・地域や地域で活動している団体・事業者等の実施する学習機会の支援に努めます

2-2. 地域福祉の担い手の育成

少子高齢化の波は地域における多様な活動の参加者だけではなく、それを支える人々にも影響を与えています。今後も地域における多様な活動を維持するとともに、地域福祉をより一層推進していくためには、地域での活動を支える担い手の育成に努めることが必要です。また、地域福祉を推進するに当たっては、地域での活動等、地域福祉に携わっている人々の資質向上に取り組むこともとても大切です。

そのため、地域福祉に携わる人々に向けて研修等への参加を支援し資質向上に取り組むとともに、地域の人々が受け手にも担い手になるという支え合いの意識の周知・啓発に努めます。加えて、ちょっとした手伝い等の多様な関わり方の啓発等を通じて、地域の様々な活動と人材をつなげる仕組みづくりや地域で活躍するリーダー及び新たな人材の発掘・育成に取り組めます。

■町民に期待すること

- ・自身が地域福祉の担い手となれることを意識しましょう
- ・体験学習や研修会等の福祉に関する学習機会に積極的に参加しましょう
- ・地域で交流できる場所や気軽に立ち寄れる場所へ足を運び、様々な人々と積極的に交流しましょう
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・自らの知識や経験を地域における活動に生かしていきましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域での活動に、積極的に新しい人を受け入れていきましょう
- ・地域での活動に、子どもから高齢者まで全ての住民が参加する機会を設けましょう
- ・様々な知識や経験を持っている地域の人々を、地域福祉の担い手として巻き込んでいきましょう
- ・地域における様々な活動へ新しく参加した人を温かく迎え入れましょう
- ・地域での活動に対する人々の多様な関わり方やその受入れについて検討してみましょう
- ・地域で活動している団体・事業者等との交流を通じて、専門的な知識を学習しましょう

■行政の取組

- ・福祉に関する周知・啓発に努めます
- ・地域福祉の考え方の周知・啓発に努めます
- ・地域福祉や地域での活動につながる、研修会や講演会等を実施します
- ・地域での活動に対する人々の多様な関わり方の啓発に努めます
- ・地域の様々な活動と人材をつなげる仕組みづくりを検討します

2-3. 地域における多様な活動への参加促進

地域における多様な活動を充実させていくためには、地域の住民や団体・事業者等が積極的に関わり、様々な主体と連携・協働していくことや、特定の人々や一定の年齢層の人々だけでなく、様々な人々が活動に参加していくことが重要です。

そのため、様々な媒体や交流の場等を活用して、地域における多様な活動の情報発信・提供の支援を図るとともに、誰もが気軽に活動に参加できる環境づくりや新しい参加者を受け入れる意識の醸成を支援します。

■町民に期待すること

- ・町内や地域で行われている活動に関する情報を積極的に得るようにしましょう
- ・日頃から積極的にあいさつや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう
- ・地域で交流できる場所や気軽に立ち寄れる場所へ足を運び、様々な人々と積極的に交流しましょう
- ・様々な団体・事業者等の活動に、できる範囲で参加・協力しましょう
- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- ・興味を持った活動に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう
- ・新しく地域に入ってきた人を温かく迎え入れましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・日頃からのあいさつや声かけを推進しましょう
- ・地域の人々が集まりやすい環境づくりを行いましょう
- ・人々が交流できる行事やイベント等を開催しましょう
- ・参加している人々みんなが運営に携わり、同じ人々だけが大変な思いをしない活動にしていきましょう
- ・地域の行事やイベント等、様々な活動の情報を積極的に発信しましょう
- ・地域において活動している団体・事業者等は、活動内容等を積極的に発信しましょう
- ・日頃から、地域で活動している人々や団体・事業者等の間で交流機会を持ちましょう
- ・地域における様々な活動へ新しく参加した人を温かく迎え入れましょう

■行政の取組

- ・地域の活動や団体・事業者等の情報を、町内に広く提供できる仕組みを検討します
- ・町内で行われている様々な地域活動の紹介に努めます
- ・多様な情報を、町民に直接届けられる情報提供手段を検討します
- ・地域の多様な活動に参加しやすい環境の整備に努めます
- ・町民の福祉意識の醸成に努めます

2-4. ボランティア活動の促進

地域における生活課題解消への取組や生きがいづくり等の様々な活動の幅を広げていくためには、ボランティア団体の活動の活性化や町民のボランティア参加を促進することが欠かせません。

そのため、ボランティア団体の活動支援や他団体・事業者等との交流促進等に努めるとともに、ボランティアに関する情報提供や参加しやすい仕組みづくりの検討を進めます。加えて、町民のボランティア精神の醸成についても取り組みます。

また、地域福祉の財源確保に向けて、テーマ型募金の実施等、募金や寄附等を活用することを検討します。

■町民に期待すること

- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- ・ボランティア団体の活動に、できる範囲で協力しましょう
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域の人々が集まりやすい環境づくりを行いましょう
- ・日頃から、地域で活動している人々や団体・事業者等の間で交流機会を持ちましょう
- ・地域の行事やイベント等、様々な活動の情報を積極的に発信しましょう
- ・地域における様々な活動へ新しく参加した人を温かく迎え入れましょう

■行政の取組

- ・ボランティア団体の情報を、町内に広く提供できる仕組みを検討します
- ・ボランティアの活動と参加したい人をつなぐ等、参加しやすい仕組みづくりを検討します
- ・町民のボランティア精神の醸成に努めます
- ・地域での生活課題解決に向けた財源として、共同募金や寄附等の活用を検討します

基本目標 3. 安心して暮らせる地域づくり

3-1. 保健・医療・福祉サービスの充実

地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組み、全ての町民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域での多様な活動だけでなく、公的な保健・医療・福祉サービスの連携強化や質の向上を図ることが求められます。

本町では、本計画の関連計画である「蔵王町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「蔵王町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「蔵王町子ども・子育て支援事業計画」、「健康さおう 21 プラン・蔵王町自死対策計画・蔵王町食育推進計画」等に基づいて、保健・医療・福祉の様々な取組が実施されています。これらの関連計画と連携しつつ、地域で福祉サービスを必要とする人が適切なタイミングで適切なサービスを利用できるよう、共生型サービス等の分野横断的なサービス展開の検討やサービス利用拒否等の制度の狭間の課題への対応、自殺対策の効果的な展開の検討等を行うとともに、医師会・保健所等との連携による地域医療・救急医療体制の充実を図り、地域での包括的な支援体制の整備に努めます。また、「我が事・丸ごと」の考え方による地域での支え合いと公的なサービスの連携強化や一市二町在宅医療・介護連携推進協議会における医療・介護の連携強化等に取り組み、地域包括ケアシステムの深化を推進します。

■町民に期待すること

- ・保健・医療・福祉サービスの内容や利用方法等の情報を積極的に収集しましょう
- ・町の広報紙やホームページ、地域の回覧等に関心を持ちましょう
- ・得た情報を、家庭や隣近所、友人同士等で共有しましょう
- ・身近に配慮や支援が必要な人がいる場合は、公的なサービスの利用を検討しましょう
- ・かかりつけ医を持ちましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域で配慮や支援が必要と思われる人がいる場合は、個人のプライバシーに注意しつつ、町や地域で情報をできるだけ共有し、気にかけてみましょう
- ・地域で適切なサービスを受けていない又は受けられていない人がいる場合は、できる範囲で相談窓口等を紹介しましょう
- ・地域の生活課題への対応として、公的サービスとの連携・協働について地域で話し合う機会を設けましょう

■行政の取組

- ・公的な保健・医療・福祉サービスの情報提供体制の充実を図ります
- ・関連計画等の実施する取組と連携して、包括的な支援体制の整備に努めます
- ・公的なサービスがより効果的に展開されるよう、地域との連携・協働の方策を検討します
- ・三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や病院、保健所等の関係機関との情報共有、連携体制の強化に努めます

3-2. 地域ぐるみの防犯・防災の推進

地域における高齢者や一人暮らし世帯の増加、昨今の自然災害の増加等により、防犯や防災への備えが重視されるようになってきており、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域での支え合いに加えて、配慮が必要な人への見守りや日頃からの防犯の取組、緊急時の支援体制の整備等が必要となっています。

そのため、防犯に関する情報提供の充実や地域の団体・事業者等と連携した見守り体制及び防犯体制の整備を促進し、町民の防犯意識を高めるよう取り組みます。また、地域の自主防災組織や関係機関等と連携した防災訓練の実施及び災害時避難行動要支援者台帳登録制度の推進等を通じて、地域の防災体制強化を推進します。

■町民に期待すること

- ・地域の防犯活動や防災活動に関心を持ちましょう
- ・自分だけは大丈夫と思わずに、日頃から防犯を心掛け、災害に備えておきましょう
- ・地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう
- ・地域の避難所や避難経路について、日頃から確認しておきましょう
- ・災害時等の緊急時のために、家族間の連絡方法等を決めておきましょう
- ・日頃から積極的にあいさつや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう
- ・身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域で防犯や防災に関する情報を共有しましょう
- ・地域での防犯パトロールや配慮が必要な人への見守りを行いましょう
- ・地域で防災訓練等を実施し、緊急時の協力体制を確認しましょう
- ・行政と連携・協働して、緊急時に支援が必要な人の把握や支援体制の整備に取り組みましょう
- ・日頃からのあいさつや声かけを推進しましょう

■行政の取組

- ・防犯や防災に関する情報提供体制の充実を図ります
- ・地域の防犯・防災の取組への支援に努めます
- ・子どもや高齢者等の配慮が必要な人への見守り体制の整備に努めます
- ・地域の自主防災組織や関係機関等との連携強化を図り、防災体制の強化に努めます
- ・民生委員等と連携・協働して、災害時避難行動要支援者台帳登録制度を推進します

3-3. 権利擁護と虐待防止の推進

地域共生社会の実現を目指すに当たっては、人々の人権意識を高めていくことが不可欠であり、認知症や様々な障がいにより判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう権利擁護の取組が求められています。

そのため、市民後見人等の育成や権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築等に取り組み、地域での支え合いや様々な制度の活用により、利用者が福祉等のサービスを適切に選択して利用できる環境の整備等、判断能力が十分ではない人が不利益を被らない権利擁護の取組を推進します。

また、高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待やドメスティック・バイオレンス等は、家庭や家族の抱えている問題が原因となっていることも考えられるため、虐待に至った背景も含めた解決に向けて取り組むことが重要です。

虐待の背景には様々な要因が考えられるため、福祉だけでなく、多様な分野の連携・協働による虐待の早期発見・早期対応ネットワークの構築・強化や、虐待等の背景にある家庭・家族の問題への対応等に取り組み、虐待防止についても推進していきます。

■町民に期待すること

- ・高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心掛けましょう
- ・権利侵害や虐待、ドメスティック・バイオレンスを発見したら、相談窓口等へ連絡しましょう
- ・悪質商法や詐欺にだまされないよう、大きな買い物をする際には、十分注意しましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域で、権利擁護や虐待防止について話し合う機会を設けましょう
- ・本人が気付かずに被害に遭うことがあります。地域で、悪質商法や詐欺の被害に遭っている人がいないか、どんな手口があるか等、周知や把握に努めましょう
- ・権利侵害や虐待、ドメスティック・バイオレンスの対応が必要と思われる人がいる場合は、相談窓口等を紹介しましょう
- ・地域での活動に、子どもから高齢者まで全ての住民が参加する機会を設けましょう

■行政の取組

- ・様々な人々を理解する機会の提供等、人権に関する周知・啓発に努めます
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等、権利擁護の取組の周知・啓発に努めます
- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいた、成年後見制度の利用促進に努めます
- ・地域包括支援センターや障がい者に関しては基幹相談支援センターを中心として、地域と連携した権利擁護の取組を推進します
- ・虐待防止に向けた周知・啓発に努めます
- ・地域や関係機関等と連携して、虐待防止に取り組めます
- ・虐待の背景にある家庭・家族の問題解消に向けた相談支援等の充実に努めます

3-4. 必要な支援が届けられる仕組みづくり

地域では様々な人々が暮らしており、その人々が抱える問題や課題は多岐多様なものとなっています。最近では、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の住居や就労の問題、経済的な困窮、子どもの貧困、ひきこもり等の様々な問題が顕在化してきており、新たな社会問題となっています。

生活保護に至る前の段階で生活困窮者の自立を支援するため、地域と連携・協働による早期発見・早期対応の仕組みづくりを推進するとともに、住み慣れた地域でずっと暮らし続けられるよう住まいの確保や就労の支援等について、関係機関等と連携しつつ、包括的な支援体制の構築を推進していきます。

また、これらの取組は、保健医療や福祉等の支援を必要とする罪を犯した人の社会復帰への支援としても必要であるため、同様に取り組んでいきます。

■町民に期待すること

- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・生活困窮や子どもの貧困、住居や就労等の新たな問題への理解を深めましょう
- ・生活困窮等の問題を抱えている人がいる場合は、相談窓口等を紹介しましょう
- ・ひきこもりがちな人がいる場合は、できるだけ気にかけて話しかけたりしましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域で生活困窮や子どもの貧困、住居や就労等の問題について話し合う機会を設けましょう
- ・地域で、生活困窮や子どもの貧困、住居や就労等の問題に苦しんでいる人がいないか、把握に努めましょう
- ・地域に生活困窮等の問題で対応が必要と思われる人がいる場合は、相談窓口等を紹介しましょう

■行政の取組

- ・生活困窮等の問題に関する周知・啓発に努めます
- ・地域の団体・事業者等との連携・協働による、生活困窮者の早期発見・早期対応の仕組みづくりに取り組みます
- ・高齢者や障がい者、ひとり親世帯等の住宅の確保に向けて、地域の団体・事業者等や関係機関(町まちづくり推進課、町建設課、宮城県南部自立支援センター)等との連携強化を図ります
- ・民間企業や関係機関等と連携して、就労機会の確保及び就労の支援に努めます
- ・一人暮らし高齢者やひとり親世帯等、ひきこもりがちな人々の早期把握や訪問相談、社会参加支援等に取り組みます

3-5. 人にやさしいまちづくり

誰もが自由に外出し、地域における活発な交流を促進していくためには、高齢者や障がい者、子ども等、誰もが過ごしやすい、人にやさしいまちづくりに取り組むことが大切です。

そのため、公共施設等のバリアフリー化や歩行環境の改善等に取り組むとともに、ユニバーサルデザインや「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称、障害者差別解消法)の考え方の周知・啓発に努めます。また、移動の支援として、公共交通等を含め、本町の実情を踏まえた地域交通の確保等について検討を進めます。

■町民に期待すること

- ・高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心掛けましょう
- ・体験学習や研修会等の福祉に関する学習機会に積極的に参加しましょう
- ・公共の場でのルールやマナーを守りましょう
- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー、障害者差別解消法等への理解を深めましょう
- ・困っている人を見かけたら、できる範囲で手助けするように心掛けましょう

■地域や団体・事業者等に期待すること

- ・地域の交流に基づいた、気軽に手助けし合える関係性を作りましょう
- ・地域での活動に、子どもから高齢者まで全ての住民が参加する機会を設けましょう
- ・地域で、ユニバーサルデザインやバリアフリー、障害者差別解消法等について話し合う機会を設けましょう
- ・地域の施設や歩道等に危険な場所がある場合は、その情報を共有しましょう

■行政の取組

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー、障害者差別解消法等の周知・啓発に努めます
- ・公共施設等のバリアフリー化を推進します
- ・歩行環境の改善を推進します
- ・本町の実情を踏まえた地域交通の確保や利便性の向上を検討します

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

地域福祉は、町民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、協働して推進していくことが大切です。

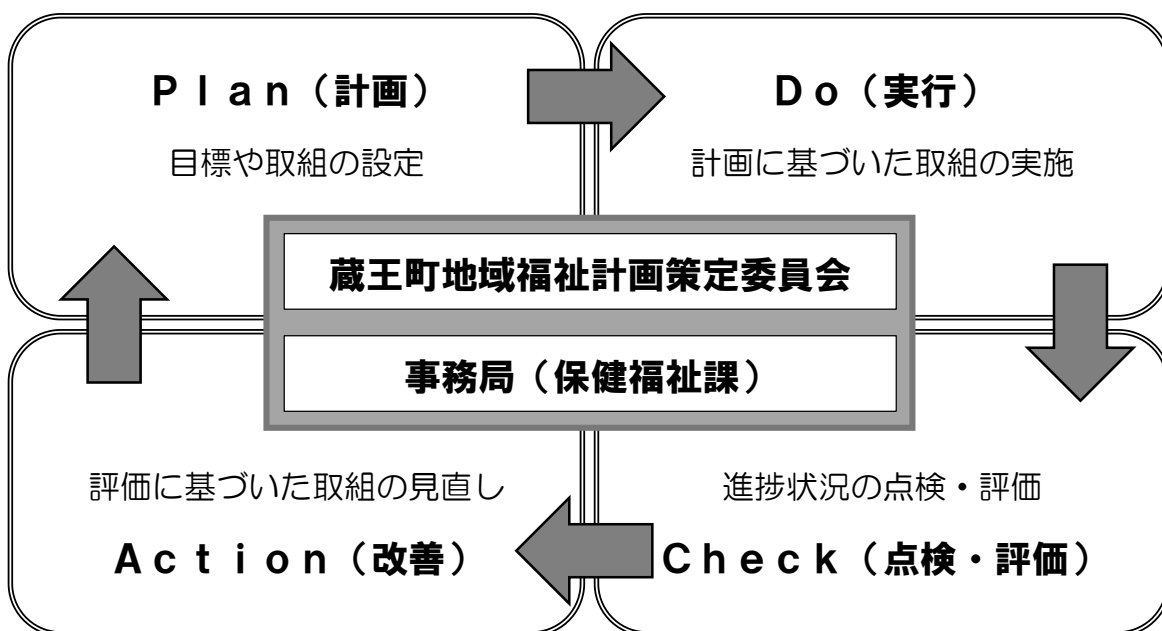
本計画をより実効性の高いものとしていくために、町民や地域で活動する多様な団体、事業者等に向けて、地域福祉の考え方や各主体の役割、本計画の目指す方向性等について、町広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

また、本計画の取組が適切かつ効果的に実施されるためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、福祉分野をはじめ、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。加えて、関係機関及び地域との連携・協働体制の充実に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

そのため、本計画では学識経験者や保健福祉関係者、地域活動の関係者、行政機関関係者等で構成する「蔵王町地域福祉計画策定委員会」において、定期的に計画の点検・評価を行い、必要に応じて改善・調整等を行います。



資料編

1. 蔵王町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、地域住民、地域団体等との協働による地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく蔵王町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、蔵王町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定、変更又は評価に関する事項
- (2) その他地域福祉の充実に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員15名以内をもって構成する。

- (1) 地域福祉についての識見を有する者
- (2) 保健医療又は福祉関係施設等の代表
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 地域住民組織の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員を委嘱又は任命後の最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(謝礼金)

第8条 委員及び前条の委員以外の関係者には、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、蔵王町保健福祉課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日からから施行する。

2. 蔵王町地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	役職	所属	備考
1	田山 敏郎		蔵王町身体障害者相談員	学識経験者
2	佐藤 里美		看護師(民生児童委員)	〃
3	大滝 文子		助産師(民生児童委員)	〃
4	遠藤 正好		はらから福祉会 蔵王すずしろ 施設長	福祉施設
5	松崎 道代		特別養護老人ホーム せせらぎのさと 蔵王 課長 社会福祉士	〃
6	東野 紳一		宮城県社会福祉協議会 地域福祉課長兼地域福祉推進係長	社会福祉団体
7	我妻 敦		蔵王町社会福祉協議会 統括局長	〃
8	村上 成尾		蔵王町民生児童委員協議会 副会長	地域住民組織
9	阿部雄一郎		蔵王町区長会 副会長	〃
10	高子 陽子	委員長	蔵王町食生活改善推進員会 会長	〃
11	熊坂みよ子		蔵王町健康推進員	〃
12	河野 悦子	副委員長	蔵王町地域活動連絡協議会 副会長	〃
13	槻田 典彦		宮城県仙南保健福祉事務所 次長	行政機関
14	芦立 信介		蔵王町保健福祉課 課長	〃
15	佐藤真利子		蔵王町子育て支援課 課長	〃

蔵王町地域福祉計画

発行：蔵王町

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL 0224-33-2211